

1. 議事日程

〔令和4年第1回安芸高田市議会3月定例会第9日目〕

令和4年3月7日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第2号 ロシアのウクライナからの即時撤退を強く求める決議について
日程第3 一般質問
日程第4 発議第1号 安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	児玉史則	10番	大下正幸
11番	山本優	12番	熊高昌三
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	石飛慶久	16番	宍戸邦夫

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

9番	児玉史則	10番	大下正幸
----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	総務部長	行森俊莊
企画振興部長	猪掛公詩	市民部長	福井正
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	重永充浩
建設部長兼公営企業部長	小野直樹	教育次長	宮本智雄
消防長	土井実貴男	総務課長	内藤道也
政策企画課長	高下正晴		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	森岡 雅昭	事務局 次長	國岡 浩祐
総務 係長	藤井 伸樹	主任 主事	岡 憲一



午前10時00分 開議

- 宍戸議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。
熊高議会運営委員長。
- 熊高議会運営委員長 本日の会議の運営につきまして、2月25日及び3月4日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので報告をいたします。
追加案件となる発議第1号及び第2号は、それぞれ提案理由説明の後、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことといたしました。
以上で報告を終わります。
- 宍戸議長 以上で報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において9番児玉議員、及び10番 大下議員を指名いたします。



日程第2 議案第2号 ロシアのウクライナからの即時撤退を強く求める
決議について

- 宍戸議長 日程第2、議案第2号「ロシアのウクライナからの即時撤退を強く求める決議について」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
9番 児玉議員。
- 児玉議員 おはようございます。9番 会派 清志会の児玉史則です。
発議第2号「ロシアのウクライナからの即時撤退を強く求める決議について」、提案理由の説明をいたします。
現在、行われているロシア軍によるウクライナへの軍事侵攻は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁じる国連憲章の重大な違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので、断じて容認できるものではない。
また、プーチン大統領が核兵器の使用を示唆するような発言をしているが、このことは核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を願う広島を踏みしめるものであり、強い憤りを覚え、厳重に抗議する。
さらに、国連の緊急特別会合では、軍・部隊の即時撤退を求めるロシア非難決議案を賛成141か国の圧倒的多数で採択されている。よって、ロシア連邦に対して、ロシア軍によるウクライナへの軍事侵攻を即時停

止し、ウクライナから無条件で速やかに完全撤退するよう強く求めるものです。

よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、発議第2号「ロシアのウクライナからの即時撤退を強く求める決議について」の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 一般質問

○宍戸議長 日程第3、先日に引き続き一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたします。  
それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。  
3番 山本数博議員。

○山本数博議員 3番 山本数博 清志会所属です。  
先に通告いたしました大まか3点のことについて質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、市有住宅の廃止の件であります。先の12月定例議会の開催中に、産業厚生常任委員会において報告がありました、常友住宅・甲田住宅の令和8年4月から廃止との説明がありましたが、これに伴う次のことについてお伺いいたします。

まず最初に、廃止に伴う市やその地域に与える影響はどのようにお考えかお伺いいたします。

○宍戸議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
石丸市長。

○石丸市長 民間の、主に賃貸住宅に対する需要の増加が見込まれます。

○宍戸議長 以上で答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 今、私が問うたことがうまい具合に伝わらなかったのかと思えますが、この市有住宅を廃止したことによって、民間の賃貸の需要が生まれると

いう、私が言ってるのはこの住宅二つがなくなって、市全体の影響はどういうふうに思っておられるのかということをお伺いしたんです。加えて、その地域にはまた多大な影響があるのではないかとということをお伺いしたつもりなんです。なくなったら民間の需要が生まれる、この程度で市政運営をなされておられるのかどうかということについて疑問を持つものであります。

私がこの二つの住宅がなくなるということを知ったときに、これは大変だろうと、ひょっと思ったのですが、呉市において日新製鋼がなくなる。この発表があったときに、呉市はこれは大変なことになった。市の存続についても大変だということテレビで報道されておりました。安芸高田市にとって、この二つの住宅がなくなる。私は同等な影響があると、このように思います。市長さんはこのことをどういうふうにお考えで廃止を決断されたのかということを知ることができたわけなんです。

私はこの二つの住宅を残せということを行っているのではないんです。この二つがなくなったら大変なことになるが、廃止するのは耐用年数から言って致し方ないのではないかなというのは思っています。じゃあ、この影響を考えた次はどうしたらいいかということは、首長として担当部局へ問合せの一つや二つあってもいいのではないかとこのように思いました。

御存じだろうとは思いますが、吉田町で69戸、甲田町で67戸、それだけの住居があるのですが、それがなくなるということは一行政区がなくなる規模に当たります。そういう意味で、その周辺において経済的にも定住人口の確保においても影響が多分にあると思います。

そこで、それぞれについて市長の考えを聞いていきたいと思いますが、まずは商業において多大な影響があると思います。その点についてどのように思われるかお伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 一体何を聞かれないのか捉え切れませんでした。本来なら反問権を使って確認したほうがいいのかもかもしれませんが、がちが明きそうにありませんので、分かる範囲でお話をします。

まず、この程度の認識とおっしゃったんですが、順番が逆です。一般質問の場で建設的な議論をするのであれば、具体的な問題を提示すべきです。質問するほうが。これについてどう思うんですかと漠然と聞いてみて、相手の質問に対してそれは駄目だと。簡単ですよ、その手法は。どこが建設的なんですか。だったら最初から、こうこうこういう問題があると、予見できると、これについてどう思うのかと聞くのが本来あるべき議論の仕方です。程度が低いと思います。

商業的にとおっしゃったんですが、今まさに私がここで申し上げたのはその一つの現象です。住宅市場というマーケットにおいて、公の供給が細ればその分民間に需要は移行します。

説明のくだりで、民間の企業が工場がなくなるというのを引き合いに出されたのですが、全く関係のない話です。公が提供する住宅サービスと民間企業がいなくなる、どこを比べてそれが匹敵するというふうに言われるのでしょうか。その辺よく分かるように質問していただければ助かります。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
山本数博議員。

○山本数博議員 要望に応じて質問します。  
商業において、この二つの大きな建物の住民の人がばらばらになる、ましてやここに残らないかも分からない。こういうようなことを想像するわけですね。商業において、市に多大な影響があるというのは、まずは日常生活での買物、そういう人たちがこの地域からいなくなる可能性が高い。それを考えたときにどういう影響があるかといったら、まずは日常使うガス代、日常使う新聞の購読、そして市にも影響する上水下水の料金、これらが減少することが一般的には想像できると思うんですが、そうしたときにはその地域に対する商業活動が停滞していくというふうに考えたんですね。そういった影響はないかということをお聞きしていたんです。民間へ、ここにいた人たちが民間のアパートへどんどん行くからいいじゃないかということをおっしゃるんだらうと思いますが、程度が低い質問で悪いんですが、この程度に合わせて答弁願いたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。

○石丸市長 引き続き、質問の前提からしてよく分かりませんが、ここの住宅がなくなると、そこの人たちがみんな市外に出るといふふうにおっしゃるのでしょうか。我々はそのようには見込んでいませんので、その限りではありません。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
山本数博議員。

○山本数博議員 今、ここにいる人たちが外に出ていくということのお話がありましたが、これは後で議論したいと思います。

市長は商業に対する影響というのは考えてないというふうにはしか受け取れませんので、この辺もしっかり行政運営をやる中では考えていただきたいというふうに思います。

特に我々の地元である甲田町、そこにおける商店街は今相当なくなりつつあります。この中で、この中心部にある69戸もの建物が廃止になる。そこから散り散りばらばらにどこかへ行ってくださいと、こういうことになれば大きな痛手になるという、商業者にとっては痛手になると考えています。その辺を市長はどのようにお考えですか。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。

○石丸市長 ようやと具体的な質問が見えてきましたのでお答えします。できれ

ば最初からそのように質問を御準備ください。できるはずです。

山本議員の質問を整理すると、今回この市有住宅が廃止されることによって、そこの住民の方は市外に出るとまでは想定していない。ただ、そこに集まった方々が分散するだろうと、その影響を問われてたわけです。これが前提ですね。そうしたときに、近くにある商店が影響を受ける、それはもちろんあると思います。もちろんです。でもそれは、この資本主義社会において常に生じ得る現象です。これまであったものがこれからもずっとあり続けるなんて世の中ではありません。絶えず変化し続けるんです。これまでもし続けてたはずですよ。その中で、民間事業者、それは小さな商店から大きな大企業まで、全て外部環境に合わせてビジネスを動かすんです。当たり前です。それをしない、やらなくていい、やりたくないというのであれば、国を変えるしかありませんよ。社会主義の国にしますか。ですので、御質問に対しては、行政として今の市としてお答えし得ることがほとんどありません。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 今の質問は民間活力の中でそれを熟慮したらいいじゃないかといったような答えだったというふうに捉えますが、まちづくりは行政の主導の中でやっていくのがまちづくりだと思います。

そうした中で、行政がつくってきた施設の目的、これはちゃんと12月の説明の中で担当課の課長が説明しておりますが、市への定住、市内企業への就労の促進について寄与していると。これをつくってきた目的のことを認めているじゃないですか。それをこのたび行政の考え方の中で廃止をしていくという考えをされたら、市への影響というのを今言った定住、後で問おうと思っておりますが、定住のことやら、企業への就労の促進、そればかりではないということを今言ってるんです。商業の点で。資本主義社会ですから、その中でやればいいじゃないですかという。土壌は行政がつくるんじゃないですか。そして行政がその土壌を廃止することによってどういう影響があるのかということを考えながら施策を打つのが行政の在り方ではないですか。その点についてお伺いします。商業についても一度聞きます。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 質問の中身が混乱をしていると、混濁していると感じます。

先ほど引き合いに出されましたこちらからの説明ですね。定住に寄与してたと。そのとおりだと思います。それは、その際の当事者というのはそこに住んでいる人そのものです。箱があって、中に住んでいる方々ですね。企業が雇用するわけですから、その人たちを雇ってる企業がありますと。これがもともとの雇用促進住宅、旧ですけども、その発想はそれでした。なので、つくってからこれまで効果がありましたよねという説明です。

一方、山本議員が今話されてるのはこっちの話ですよ。商業はどうするんだと。それは、市がその住宅政策、市がやったわけじゃないんですが、そもそも。その政策と別の問題ですよ。山本議員冒頭でおっしゃったとおり、この住宅そのものを残せと言ってるわけじゃないとおっしゃいました。そうだと思います。市としてもこれを残そうとは思ってなくて、残さないわけです。まちづくりとおっしゃったんですが、まちづくりは今まさにやろうとしています。やっています。その変化に合わせて民間事業者は合わせるしかないんです。これが資本主義経済になっています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 どうも質問の答弁が理解できないのですが、まちづくりの基礎基盤をつくるのは行政じゃないんですか。今の促進住宅は雇用促進事業団が立って設置をしましたよ、確かに。じゃあそれを呼んできたのは誰ですか。民間事業者ですか。そのところ、誰がその雇用促進住宅を建てるように要望したのはどこかお伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 当時の恐らく長だと思んですが、どのようないきさつでこれをつくったのかは存じ上げません。それこそ山本議員のほうに御存じなんじゃないでしょうか。ただ、確かなのはこれは国策ですよ。雇用促進住宅。地方の生産力、地方に限らず、日本全国を生産力を高めるために労働力を移す必要があったんです。農家のほうから都市部に集めてきて、労働集約型の産業を育成しようとしたんです。国策だったはずですよ。そのとき、だんだん最初の質問から離れてるんですが、聞かれたので御説明してるんですよ。そのときに要望したのかしなかったのかは分かりませんが、いずれにせよ国策としてつくられただけのものです。そして、これは私がここで説明するまでもないんですが、もう10年、2010年ぐらいだったと思いますが、雇用促進事業団というものが解散になったはずですよ。もう用を終えたので、役目を終えたので解散、法律も改正されてるはずですよ。なので終わった後の箱物を市が引き取っただけです。実際、高宮町にあった雇用促進住宅は、市は引き取っていません。これちょっと本筋と全然関係ない話に今移られたんですが、聞かれたのでお答えしました。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 私がちょっと今それは市長が言うように脱線したかも分かりませんが、答弁の中身は、行政とこの市有住宅の関係について、行政の役割について市長の答弁が的を射てないような返答のように私は思うんです。この建物は誰がどういう目的で呼んだのかということ、誰がやったのかということ、聞いたのは、行政がまちづくりのために国策の制度を利用し



てこのまちに呼んできてるんですね。定住人口、企業の誘致、それらに取り組んでいった経緯があるんです。その効果というのは絶大なものがありましたよ。でも今もあると思うんです。これがなくなったら、行政の力でなくするというのを行政の政策の中でなくしていくということ言われているので、この影響が分からないと対応策は出ないと思う。だから影響を聞いたんです。影響を聞いたら民間賃貸住宅はもうかる。これがはやるのだという答弁で終始されるので、それは焦点が違うのではないかということ再度質問してるんです。どうもまともに答えてもらえないようなんですが、具体的にということ言われるので、また同じような質問をさせていただきますが、影響について質問いたしますが、定住政策についても影響があると思います。市長はそこに住んでいる人が定住だと言ってるんですが、そこに仮住まいで住んでおられる方はその近くの団地を買って、持家で定住される場合が多いんです。それは見えてきました、今まで。こういうことが廃止によってなくなるということ危惧してるんです。そういうことはお考えになったことはないですか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本来は議長が注意すべきことなんですが、今、そのままにされましたので私が申し上げます。

一般的に、日本社会において山本議員がおっしゃったような傾向はあるかもしれませんが、賃貸住宅に住んでいる人が仮住まいで、持家を持つてる人が定住という、そのように受け取れる発言は失礼だと思います。私は今賃貸住宅に住んでますが、私は仮住まいなんですか。家を買わないと駄目ですか。それこそ今ここに入ってる方々賃貸ですよ。仮住まいなんですか。安芸高田市民としてこの先やっていく気がないということなんですか。あまりにも失礼ですよ、その発言は。これを意図せず言ったというのでもあっても同じです。認識が甘いです。なので、質問がかみ合わないんです。世の理を正しく認識されてないと思います。自分の知ってるこの常識だけで世の中を捉えようとするからゆがんで見えるんじゃないんでしょうか。

もう一度お話ししますが、賃貸云々によって定住いかんは語れない、そのように認識をしています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 仮住まいは定住じゃないと言ったつもりはないですけどね。市長は仮住まい、アパート住まいは定住だと言っておられるんですが、定住と戸建ての住まいを設けて住むのと、定住ということはその影響は大だということ言ってるんですよ。アパート住まいされてる方は、他にいいところがあったら他にいかれるじゃないですか。そこに住んで一軒家を買って住もうと思ったら、ここが住みやすいからずっとここで住むんだという意思表示じゃないんですか。どんどんそういった人たちが増えて

くれば、まちにとっていいんじゃないですか。市長の論法は分からないでもないですが、その論法は一般的には通用しないと思いますけどね。そういう意味では、定住への影響というのはどう思われるかと言っても、市長の答弁では理解できないということをおっしゃいますが、この住宅がなくなることによって企業の雇用への影響というのはないんですか。ここをお伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 先ほど論法は分からないでもないとおっしゃったので、ぜひ御理解を頂きたいと思います。

企業への影響と言われたんですが、これもこれまでと同じです。前提がよく分からないので答えようがありません。基本的に、今そこに住んでる方々がみんな市外に行ってしまうとは思っていませんので、企業、雇用という面での影響は限定的だと捉えています。

この元雇用促進住宅だったというところでもしかして何かこだわっていらっしゃるのかもしれないんですが、これは先ほども御自身で言及されてましたが、役目を終えたと、国が評価し早くやめようねと言ってようやくやめたのが2010年なんです。それから10年経過して雇用に影響あったんですか。山本議員が職員をされてらっしゃるときからその話はあったはずなんです。著しい影響がありましたか。いかがでしょうか。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 ただいまの質問に答えます。影響があるからその当時。

○宍戸議長 反問権ですか。

○山本数博議員 いやいや、反問権じゃないよ。反問権じゃない。ただ前口上をちょっと言っただけ。

当時、促進住宅の払下げ、市が受け取っていただかなくては廃止しますという市への申入れがあったのを記憶しております。その当時、市はこれをなくしていいかな、なくなっていいかなという議論を幹部会議や何かでされておりました。漏れ聞いております。これがなくなったら駄目だと、市への影響は、今言いましたように商業についても定住についても雇用についても大きな問題がある。だから全部確かに受け取るのはいいが、その利用、入居の関係を考えてどうなるか、そういう議論も担当部局を中心に議論されたのを記憶しております。結果的に甲田住宅と常友住宅、郡山住宅は受け入れないといけなだろうと、市のためにも影響が大きいと、こういう結論を聞いております。それで雇用促進事業団と協議をいたしまして、結果的には提示された金額より安く、しかも再修繕ということを条件に安芸高田市はこれを受け入れてきました。そういう経緯があるんですけど、市長はこの廃止に伴って、そういった経緯を、報告を受けながら結論を出されたのだと思ってたんですが、そ

の点をお伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 一体何を聞かれないのかいよいよ分からなくなってきたんですが、聞かれた以上はお答えをしていきます。

まず経緯云々については、当然この判断をするに際して協議をしています。今、山本議員は自己矛盾を起こしているのを感じていらっしゃるでしょうか。出だしのところで、私はこの住宅を残せと言うつもりはないとおっしゃったんですよ。でも今の論調だと市にとって要るから残さないといけないみたいなふうに聞こえます。一貫性を持たせて質問していただきたいと思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 なかなか思いが伝わらないようですが、もうはっきり言いましょよ。この廃止に伴って市に対する影響は多大なものがあるということを思ってるんですね。商業においても、定住においても、雇用においても、安芸高田市にとっては大きな影響があると。だから、この今ある建物を残せということは言ってないんです。これに代わるものをつくるべきだということを次の②の質問で言おうとして、影響のことを今問うているんです。分からない分からないといって市長はよく言われるんですが、普通、行政をトップで携わる者でしたら、これをなくしたらどうなるかというぐらいのことは分かってしかるべきだと思いますが。私の質問は、これをなくすのは致し方ないと、耐用年数から言っても致し方ないのではないかというふうに思います。影響を考えたらこれに代わる同様の建物をつくるべきではないかということをお願いしたいんです。その辺について。

○宍戸議長 山本委員、(2)の質問でいいですか。

○山本数博議員 今、市長が質問されるので(1)で今質問してるんです。答弁を聞いて(2)に行きたいと思います。答弁お願いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 何を知りたいのかがよく分かりませんので、私も答えに窮してしまうんですが、自己矛盾を起こしてると申し上げたのは、よろしいですか、今の建物を残せとは言ってない、一方で、代替りの新しいものを用意しろ。それ本質的には同じことを言ってませんか。同じことをとというか、相反することになってませんか、本質的に。今の建ってる古い建物がありますと。これを残すのではなくて代わりに新しいものをつくるという発想、それは何が違うんですか。新しいのをつくるんだったらこれをこのまま修繕して使い続けたほうが安いですよ。それができないからもう畳みますという話を昨年来御説明してます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 何回も同じことを言うようなことになりましたが、なかなか高等な市長の頭の中では高等なんですよね、伝わらないということは。要は、常友住宅・甲田住宅を廃止したら、商業の面においても、定住の面においても、雇用の面においても大きな影響があるのではないですかということ質問したつもりなんです、民間住宅がもうかるというような返答ではなかなか本気で業者のことを考えられてとは思えない。私の質問はそういうことでした。もし私の質問に気づかれたら、その影響について再度お答えいただけますか。ないようでしたら次の質問に行きたいと思えますけど。質問に答えられるんだったら手を挙げてくださいよ。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今日何回目かになるんですが、相手の見解を問うのであれば、具体的に何についてどのような点で見解を問うのか明示してください。今挙げられたのが、商業、雇用、定住に影響があると、どういう影響なのかを言わなければ答えようがないんですよ。それを考えてないんだろ、市長として駄目だ。いや、それは言いがかりですよ、もはや。具体的にあるのであれば一問一答なんですから順番に言えばいいじゃないですか。定住、具体的にどういう定住の悪影響があるのか、あると思ってる、市長としてどのように考えているのか、対応策を練ってるのか、聞けば済む話ですよ。漠然と聞いて、相手が答えられないから駄目だという、このような、これ議論じゃないですよ、難癖です。ですので、漠然としたものに対しては私も漠然としか答えようがありません。市としては影響は限られると認識をしています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 影響は多少あると認識してるという程度で、廃止の方向へ進んでいかれているので、次の質問に移ります。

私は廃止の影響を考えれば代替策を施さねば沈みゆく安芸高田市になると思います。これも抽象的で分からないでしょうが、まちづくりの中の重要な施設だと。商業、雇用、定住、こういうものから見て、この二つの建物というのは重要な役割を果たしているというふうに思うんです。その建物の存続というのは耐用年数が来ているので、市長が言われるようにいつ期限を定めてあそこの廃止は必要だと思います。ですが、その建物の効果というものを考えれば、代替の施設を建てるべきだと、こういうふうに思います。検討していく中で、そこらは検討されたのか。もうあの建物を維持しようと思っても期限が来たので壊す以外ないなど、中にいる人には出ていってもらわないといけないなど、こういう結論になったのか。代替のことについて議論されたかどうかお伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 影響が大きいと主張されるのであれば、どこにどのような影響が出ると考えているのか、それを明示すべきです。明らかにせざるもせず、影響はあるんだと、どう思うんだと。分からないですよ、それは。何を言ってるのかさっぱりです。そこまでおっしゃるのであれば、具体的に指摘をする責任があると思います。でなければ無責任です。根拠を伴わない批判は誹謗中傷の類ですよ、もはや。くれぐれも御注意ください。

質問にお答えすると、代替案、その他もろもろを協議し、その上で判断をしています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 どうもなかなか市長に私の気持ちが伝わらないというふうに思うんですが、これを執行してる市とすれば、市の責任でいろいろな分野から積算、具体的に言えば自分のところの中のデータですぐ分かる、この二つをなくしたら水道料金、下水道料金が何ぼ減るかなと。そういった具体的な数字は手元のデータでも分かるのではないですか。その辺から影響をみんなと議論してどうしたものかなと。首長とすれば、そういった職員、組織があるんですから、どうしたものかなとって首長から問いかけて、この影響を部内で協議するという事はできるんじゃないですか。具体的に調べてきて言いなさいよというほうが私は理解できないですよ。今、答えを聞きたいと思ったのは代替住宅について検討したのですが、国やら県へ行ってどうしたものか、職員を行かせましたと。しかし、これに見合う制度がないんですとか。こういった制度があったんですが、それを議論したのですが、再建築する費用が見当たらないと、今のところ、というようなところまでの議論はされたのかという答えを聞いたかったんですが、その辺はどうなんですか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 これはぜひ議員の皆さんであり、市民の皆さんに問うてみて、そしてそれぞれで考えていただきたいと思うんですが、そもそもこの一般質問という場は大所高所からの政策を建設的立場で議論すべきというふうに定められてあります。説明してあります。そうしたときに、問題点の指摘は必須だと思います、具体的な。当てずっぽうで何かこれ駄目なのではないかと、それをそこで話す場ではないと私は思います。それ無責任ですよ。ここは何でもかんでも言いがかりができる特別席じゃないんですよ。市民の代弁者・代表者として執行部に問うんです。建設的な立場で議論する。そのために用意された立場です。であるならば、当然自らの職責、これをかけて具体的に検討をし、おのれがですよ。そして一般質問を準備すべきだと思います。

その上で御質問にお答えしますが、例えば新築で立て直した場合16億円かかります。これを山本議員はしろとおっしゃっているんでしょうか。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本議員、質問の残り時間が7分です。大項目が2項目ありますがよろしいですか。

○山本数博議員 よろしいです。

○宍戸議長 質問を続けてください。

○山本数博議員 今の市長の答弁に対して、大所高所に立って質問しているつもりですがね。市にとって大きな影響がある。市長はそのことをどう思われますかというところから始まったんです。どうもかみ合わないの、この建物に代わる代替施設を建てるべきではないですかという建設的な意見ですよ。これが何ですか。もうちょっと調べて質問したらどうですか。私はやってるつもりですがね。大所高所に立って建設的な意見を言ってるつもりです。それについて再度お伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 であれば、一つで結構ですので、先ほどおっしゃった雇用であったり、定住に対する大きな影響というのを具体的に筋道立てて御説明をしてください。一つで結構です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 定住について具体的な例で言いますよ。後で言いますが、定住者の方に案内を送られて、その前に12月に何か代表の人に説明されたそうですが、その話が定住者の人に伝わって、おれはここを出ると。もう会社も辞めて東広島に転居しよう、こういう人が出てる。1人いるということは何人かいると思う。この後に言いますが、こういった例があるので、出る人が多くなるのではないかと、こういうことを危惧しているので、定住ということも言ったんです。その辺はどうですか。耳に入ってますか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 可能であれば最初からそのように具体的な例示をして質問していただければ、こちらもまず答弁の用意ができますし、具体的に解説もできます。

今おっしゃった個別の事例ですが、そのような話があるというのは承知をしています。当然、このまちから定住という意味では出ていかれる、やむを得ずよそに移る方もいらっしゃると思います。ただ、それが一体どれぐらいの割合なのか。私はほとんどの方が出ていくとは思いません。それこそ長くここに住んでいたという、これまでの定住の実績があるからですね。履歴効果と言うんですが、これまでの行動によってこれからの行動が影響を受けるんです。となれば、安芸高田市内ではほかの家を探される可能性が高いと考えられます。これは論理的に矛盾してないはずですよ。故に影響は限られると申し上げました。

そして、その影響を評価した大前提は先ほど申し上げた16億円です。これが100万円で済む話なら当然議論は変わってきますが、16億円もか

かる事業に対して影響の大小を評価したときに、限られるとお伝えしただけです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 なかなか市長には実態が伝わらないような気がします、このまま次へ進まないようにしていただきたい。

次に、(3)についてお伺いしますが、この12月の報告のときにも同僚議員が何名か質問されておりますが、入居者の退去についてどのように市はされるんですかと。丁寧な退去をされるようにということの質問をしております。それに対する回答は、あまり芳しい対応ではないんですが、450戸余りの空き家、公営住宅497戸、2,180戸のアパート等の貸家があると。この中で450戸余りは空き家という方で統計が出ていると。今収入がある方が入居されているので、民間の住宅も空いているところが結構あるのではないかと考えているという答弁をされています。民間が空いてるのだから民間に行ったらという答弁なんですね。

市長にお伺いしますが、担当部局に、この入居者の退去に伴ってどういう指示を出されているのか、お伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 これをまず大前提をお話ししますが、基本的に退去していただく際の対応というのは、民間の事業でやっている、これが基本になります。民間の賃貸物件、アパート、マンションでも、もう耐用年数が過ぎたので入れませんと、契約はここまですということはありません。そのときにどのように対応するかですね。これが基本です。これからあまりにも逸脱、離れてやれば、それは過剰サービスになってきます。税金を投じて行政がやるべき仕事、それは過剰であってならないと、そのように認識をしています。

退去に際してですが、これまでもお伝えしていますが、まずはほかの公営住宅、あとは民間住宅に転居をしていただくことを想定しています。現在は入居者、あとはソーシャルワーカーや業者、不動産業者から意見を踏まえ、協議をしている段階です。最初のところで申し上げた、退去に際して市がどのような説明、それから対応をしていくのか、民間事業者のそれを基本としながら今検討している最中です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 私が市長に問うたのは、そういう面も聞かせてもらったので大体分かったんですが、それより一番基本的な入居者に対する担当部局の対応について、居住者が迷わないように丁寧な説明をして退去してもらうように案内なり、会合なり、協議なりするように指示をされてるのかと思ったんですね。しかし、どのようなことですかとって、どんな話があったんですかとって聞きに行ったんですね。そしたら、こんなものが来

ましたと言って、2月の初めに案内を出されたそうですね。この案内を見せてもらいました。何とこの案内はどうでしょう。施設の老朽化に伴い、令和8年3月末をもって住宅の廃止をする運びになりました。あとは割愛しますが、あなたとの契約は更新できません。契約最終日は令和6年7月31日です。最後に何とどういうことが書いてあったと思いますか。御不明な点がありましたら市役所住宅政策課へお問合せください。ここまでいいと思いますよ。新型コロナウイルス感染症対策のため、来庁は避けてください。問合せはしてください、来ないでくださいって書いて案内してあるんですよ。あなたは何年何月何日で契約しませんと書いてあるんです。こういう指示をなされたんですか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 また問題点が漠然としてます。こういう指示を出されたんですかと聞かれたんですが、そのような指示を出しています。ただ、細部、一言一句私が決めるものではありません。これは行政に携わった人であれば当然理解をされてるはずだと思うんですが、そんな組織はありません。市長としての指示は、この住宅の廃止に際していろいろなものを考慮しながら適切に対応してください。それが大本の指示です。

○宍戸議長 山本議員、質問をまとめてください。

答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 私が今読み上げた文章はあなたの指示ではないんですか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 行政から出ている文書と説明、通知、案内、全て市長名で出てるはずです。市長の責任において出されてます。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 時間がないので終わります。

○宍戸議長 以上で、山本数博議員の質問を終わります。

ここで、換気のため11時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時 2分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

11番 山本優議員。

○山本優議員 11番 会派 清志会 山本優です。通告のとおり、市長に大枠2点質問させていただきます。朝からのやり取りを聞いておまして、なかなか



か心が落ち着かないところがございましたけども、粛々とやらせていただきますので、市長にも真摯な答弁、誠実な答弁をよろしくお願いいたします。

まず、第1点、八千代の丘美術館の今後について伺います。

八千代の丘美術館は3月末をもって休館、22年度末をもって閉館し、休館後の1年間でその後の対応について検討すると市長は答弁されております。

市民の方々から美術関係者、過去の入館作家、地元企業の方々からも休館、閉館については非常に残念がられ、存続されることを強く望んでおられます。

15棟のギャラリーは木造のため、維持管理を保持しないと傷みが進むばかりだと思われま。そこで次のことについて市長の考えを伺います。

まず(1)3月末での休館後の施設の維持管理対策について、どのような考えをお持ちか伺います。

○宍戸議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 　常々誠実であろうと心がけているつもりではありますので、今日もそのように対応したいと思います。

山本議員の御質問ですが、12月にも同じ内容を受けました。その際、休館、そして閉館を行い、有効な活用があれば検討していくとお答えをしています。今のところその方針は変わっていません。

○宍戸議長 　答弁を終わります。

山本優議員。

○山本優議員 　対策については承知しておりますが、その閉館後の維持管理はどういうふうにされるんですか。それについてお伺いします。

○宍戸議長 　答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 　閉館後ということだったんですが、あの施設を有効に活用したいと言われる方がいらっしゃればその方にお譲りするなりという対応になると思います。どなたも手が挙がらないというのであれば、あの建物を残しておくだけ費用がかかりますので、建物を解体すると、そのようになると思います。。

○宍戸議長 　答弁を終わります。

山本優議員。

○山本優議員 　申出がなければ1年間かけてあそこをそのまま放っておくというわけですか。空気の入替えとか電気とか、そういう中の維持とかいうことについては閉館したらそのままずっと対応できるまでというか、申込みがあるまでは放っておくということですか。

○宍戸議長 　答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 　先ほど答弁のときにまず前提を確認しました。閉館後とおっしゃった

ので、使い道がなければそれまでですと。今の山本議員の御質問は恐らくこの3月末で休館した後はどうするんだということだったと思うので、その点については説明をさせます。

○宍戸議長 引き続き答弁を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長 3月末で美術館の休館後ですが、4月からも会計年度任用職員等を雇用いたしまして、中の美術品等の管理もありますので、そういうことをやりながら、教育委員会のほうとしましては、次の美術館を活用していく方法を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本優議員。

○山本優議員 そういう対応をしていただけるのだったら安心しますのでよろしくお願ひします。

次の質問へ移ります。閉館するに当たっては、寄贈作品の取扱いを初め、もろもろの課題があると私は考えていますが、これらの対策についてはどのようにお考えか伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず作品なんですけども、閉館後の施設の取扱いと併せて検討していきます。今のままの施設がこれから先あるのかないのか、それに伴って中身ですね、作品がどうなっていくのか、どうすべきなのかというのは決まってくると思います。また、その施設の財産処分に当たっては、必要な手続がありますので、現在、広島県と連携しながら確認をしています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本優議員。

○山本優議員 今私もちょっと発言を間違えたんですが、閉館後ではなくて休館後のことを聞こうと思ったわけですが、この作品が約280点近くあると思うんですよ、20年ぐらいあった。その中で、今返却しようと思ったらもう作家の人が亡くなっていると。二十数人亡くなっているという話もございます。また、その相続される方においてもその作品は受け取りたくないという人もおられるそうです。返却してくれという作家もおられるそうです。その辺が一番問題だろうと思うので、寄贈作品の処理については売却することはまずできません。これは作家の、できないというよりか作家の了解がまず得られないだろうという関係者の言葉を頂いておりますので。返却か、あとはどこかで保管か。私が思うに280点ぐらいの作品がある。作家というのは、自分がつくってそれを人に見てもらって評価を受けるのが一番最大の喜びなんです。ですから、この作品を安芸高田市民に対して、飾っておくという条件と市が売却はしないというような条件をつけて貸与するような、それか譲渡するような方法

はないかと、これが一番作家にとっていいことではないかと私は思うんですが、そういうことについては市長、教育長どのようにお考えか伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
宮本教育次長。

○宮本教育次長 美術品についてですが、現在、考えておりますのは、寄贈されたものについては基本的には安芸高田市芸術農園「四季の里」芸術施設設置及び管理条例施行規則に基づいて、寄贈を受けております。その寄贈は申込書等の様式があるのですが、そこには特段廃棄してはいけないとか、そういう条件はついておりません。ただし、その辺のことはやはり今山本議員が言われましたように、作家の方とも協議を行うことは考えております。

それから、もう一つ申し上げますと、現在、美術品につきましては、たしか名前が定かではありませんが、「まるごと美術館」を安芸高田市ではやっております、そういう美術品については貸出しの制度も設けておまして、現状ではJA等に貸出しも行っておりますので、そういう活用策も併せて、今後について検討していきたいと考えております。  
以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
山本優議員。

○山本優議員 貸出しについては行っておると言われたんですが、その広報について私ちょっと承知してないんですが、市民にそのことについては明確な広報はされておりますか。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
宮本教育次長。

○宮本教育次長 今言われました広報についてですが、すみません、最近では広報紙等での広報を行ってはおりません。  
以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
山本優議員。

○山本優議員 作品もそうですが、この美術館というのは八千代町時代に、芸術文化の発祥地を目指してつくられたものです。そこからずっとこの22年間いろんな資料がございます。美術館というのは継続してこそ初めて芸術文化の継承となるわけですから、この美術館設立以降の資料の保管・保存をしっかりと考えなければいけないと思うんですが、今この資料がどういうふうな状態になっておるか分かっておりますか。お伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
宮本教育次長。

○宮本教育次長 現在、所蔵しております美術品につきましては、基本的には向原支所の3階のほうに保管庫を設けまして、そちらのほうで保存をしております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本優議員。

○山本優議員 今美術品のことを聞いたのではないです。あそこの施設に関する美術品とか作家とか、その運営とかいろいろな芸術文化に対する資料が全部残ってるはずですよ。その資料がどこにあって誰がどのように保管されてるか御存じですかと聞いたんです。

○宍戸議長 答弁を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長 失礼しました。

建設時の資料等は、現在、美術館及び教育委員会、ごく一部はまだ八千代支所の古いほうのところにもあるみたいです。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本優議員。

○山本優議員 続いて、(3)の質問に移ります。この市民から多くの存続を求められておりますことを踏まえ、施設を存続させる場合、この施設を引き続き活用・運用したいとの申入れが複数あります。

市直営でなく、全て売却するか、指定管理制度で委託するか、無償譲渡して運営を任せるか、賃貸借してまた運営を任せるなどの方法が考えられます。

全国に公募をすれば、この今の申出以外にも多数の応募者があるのではないかと考えられます。ぜひ、この貴重な施設を存続させるために、市長には存続のアイデアをしっかりと練っていただき、実現させていただきたいと思いますが、市長の考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 これまでの議論で、ちょっと説明に対してうやむやなまま進んでいるところがありますので、それも整理しながらお答えをします。

まず、寄贈作品については今説明があったとおり特約、特別の約束はなく市に送られてますので、所有権も市にあります。となると、市が売却や譲渡、廃棄も含めて、決定する権利があるはずですよ。山本議員がどのような理由で、何を根拠にそれができないはずだとおっしゃったのかよく分からないんですが、なので私も先ほど財産処分にあたっては必要な手続云々も申し上げました。市の財産ですので。誰かの持ち物ではないんですね。市のもの、市の財産ですので、市が適切に判断し、その処分を行います。

その上でお答えをしますが、今後の活用についてなんですが、12月の一般質問の際にもいろいろと任せてほしい企業があると聞いていると言われました。今も美術館運営について複数の運営団体が意欲を持っていると言われました。であるならば、まずそれについて教えていただけれ

ばと思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本優議員。

○山本優議員 今の市長の答弁、先ほどの私の質問に対して補足説明されたんですが、補足説明は要りません。私が聞いたのはどういうふうにされるかということ聞いたので。

今後にやりたい企業、団体がある、どうすればいいのか。市長の執行部のほうからその団体に対してお願いするのか、やらせてあげるから申入れしなさいというのか、公募してきたら説明してあげますよという受け身の方法を取られるのか。今、その団体の人たちはどういうふうになればいいか迷っておられます。市長のところへ来いという、来て申し入れてくださいというんだったら、そのように団体にも言いますけども。そういう団体があるということで、今後の存続、この大事な施設を任せたいからぜひお願いしますという態度で行くのか、どちらかだと私は思うんですよ。だから、はっきりと公募して皆さん来てくださいとやるのか、今表明されてる団体のところへ足を運んで、ぜひ存続について協力をお願いしますということで行くのか、その2点、どちらかについて考えをお伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今日で2回目ですけども、去年の12月から山本議員がそういう団体を知っているとおっしゃって、私も今日改めて、だったら教えてくださいとい申し上げました。であるならば、受け身云々ではもはやないですよ。早く言うていただければ、言えば済む話になってると思います。市長のところに行けばいいのか云々もあったのですが、なぜ改めて今さらそれを聞かれるんですか。これまで議員の皆さんは御自身の立場、御自身の責任において市役所に随時相談されてきたはずで。間違いなく。我々のほうも担当部署に何かお話があればいつでもどうぞと、これは議員の皆さんに限らず、市民の方全てにそのようにずっと言ってきたはずで。議員じゃないと言っはいけないなんていうことは、言ったこと一度もないはずですよ。用事があれば市役所の窓口に行っていいます。なので、なぜ改めてそれを問われているのかがよく分かりません。実際、もう既に幾つか問合せがありました、あの美術館の今後について、運営等に関心があるという方々がいらっしゃいますので話を聞いています。もし山本議員のところそういう問合せが来てるのであれば、これまでそうされてきたように、市役所につないでいただければ結構ですし、何も議員自らがわざわざ動かなくても、その方々が自分で行きなさいと言っただくのも十分ですので、それに対応にはなると考えます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本優議員。

○山本優議員 市長がそう言われるんだったら分かりました。今まで私が相談した中

では、まだ市の対応がはっきりしないからということでその団体にはそういう説明をしておいたわけです。市長がそういうふうに来てくださいますと、今まで来ておりますよという話であれば、私もそのように説明しますので、しっかりと相談に乗ってから、存続に向けての対策を取っていただければと思います。

次の質問に移ります。

○宍戸議長 山本議員、言い切りで終わらずに、質問で終わるようにしてくださいね。

○山本優議員 うん。だから、市長の答弁についての私の回答というか、答弁ですから、それで質問を終わって次に移るわけです。よろしくお願いします。

大卒2番目のハラスメントについて少々お伺いいたします。

議会は公共団体の意思決定機関としての権能を持っております。首長、議会は、共に公の選挙によって選ばれた機関であります。互いに独立し、互いの権限を侵されず、対等の立場、地位にあるものであります。

議会、議員の活動について市長が関与されることは議会権限（自律権）に対する一種の侵害ではないかと思えます。

ハラスメントという言葉は、いやがらせということであります。そのことについて、先日、1月18日に議員全員で研修を受けております。その内容をしっかりと理解した上で、市長にお伺いいたします。

まず、(1) 私の聞き取り調査の中で、市長が内部の会議において、メディア記事の情報提供を行ったものがこの中にいるのかということで、チェックするため、用紙に丸バツを記入して提出を求めた行為は、職員に対するハラスメントと思われるが、市長の認識としてはどのようにお考えか伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

反問権の申入れがありますので、許可します。

石丸市長。

○石丸市長 誤解がないように最初にお断りしておくんですが、この質問に対して私が反問権を使わざるを得ないと、内容として適しませんよとあらかじめお伝えをしています。事前にです。御本人であり、議長にも事務局を通してお話が行ってるはずですが、にもかかわらず、そのまま出てきてるので、あえて私は反問権を使い問わねばなりません。私が好き好んでやっているわけではありません。

お伺いするのは、先ほど山本議員が、私が議会の自律権を侵害したとおっしゃった点です。大変重い、極めて影響の大きい批判ですが、私がいつ、どのような点で議会の自律権を侵害したのか御教示ください。先ほど来お話ししているとおり、明確な根拠のない批判は批判ではありません。誹謗中傷、単なる悪口です。事実、そのようなことがあればこれは名誉棄損に値します。もし、言葉のあやであって、そこまでを言っていない、そのような事実を主張したというわけではないのであれば、言葉の撤回をお願いします。

○宍戸議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

山本優議員。

○山本優議員 私は丸バツチェックしたのが職員に対するハラスメントではないかと聞いたんです。反問権は何ですか。私の質問にではないじゃないですか。丸バツをした行為について、どのような認識をされておられますかというって聞いたんですよ。自律権については後でまたやります、これは。議会の権限についてはやります。私が質問したのは、その質問に答えてください。答えてから、その答えの中身が思いと違うというんだっただけ言ってもらえればいいんですよ。私が聞いたのは、もう一度確認しますよ。丸バツをした行為がハラスメントになるんじゃないですかと。反問権をされても、私の質問に対する反問権じゃないじゃないですか。私の質問に答えてからやってくださいよ。

○宍戸議長 答弁を終わります。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時47分 休憩

午前11時54分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいまより、議運を開きたいと思っておりますので、1時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会を開き、会議の運営について御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

熊高議会運営委員長。

○熊高議会運営委員長 先ほど山本優議員の一般質問に関する運営について、議会運営委員会で協議をしました結果を御報告いたします。

市長から逆質問のありました議会の自律権の部分は、質問項目2のハラスメントの質問の前段に一般論として記入し、述べられております。

具体的には(5)の質問に通告されており、質問がなされますので、山本優議員に対する市長の答弁から一般質問を再開することといたしました。

以上で報告を終わります。

○宍戸議長 以上で報告を終わります。

これより、山本優議員に対する市長の答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、今議運の委員長から説明があつたんですが、一般論なら冒頭で

何を言ってもいいなどということはないはずです。一般論として地方議会の議員は大うそつきばかりですと言ったら駄目ですよ。いいんですか。駄目だと思います。同じことです。発言に責任が持てないのであれば言ってはならない。世の道理です。

それを踏まえてお話ししますが、山本議員が説明された市役所の中における一連の出来事、抽象的な指摘でしたので私もそのようにその範囲で答えざるを得ません。当然パワハラには当たらない、そのように認識をしています。もし、いやいや当たるのだと言うのであれば、何がどのようにルールに触れるのか、具体的かつ明確に指摘をお願いします。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本優議員。

○山本優議員 市長の認識はパワハラに当たらないと言われますけども、職員に対して言ったか言ってないか、丸バツで書いてそれを封筒に入れて提出させた。後で市長は丸の人がいたという認識の言葉を発言されてるというようなことも聞いております。こういう行為は封筒へ入れて出す、何のためにこういうことをされるんですか。情報を漏らした人間が誰か把握したかっただけですか。それを把握してどうするんですか。こういうことは職員を萎縮させる行為に当たると思います。職席上の上位の人間が部下に対してそういうことをすれば、一種のハラスメントになると私は思いますが、どうですか、市長。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 山本議員は休憩の前に、1月18日に研修を受けたとおっしゃいましたが、もう一遍よくよくその中身を思い出していただきたいと思います。今の議員の言い分によると、封筒に丸バツを書いた紙を入れさせたのがハラスメントになるんですか。そんな定めはありません。私が問うてることを理解されてないのか、理解してて答えられてないのか分からないんですが、私のほうからでは具体的に説明をします。

パワハラ防止法というのが2020年の6月にできてます。その中で、パワハラについて具体的に定義されてます。これ研修でやりませんでしたか。やってない。じゃあ、皆さん、読み上げます。

一つ、優越的な関係を背景とした言動で、二つ、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもので、三つ目、労働者の就業環境が害されるものがパワハラです。三つそろってパワハラですよ。

私とその事実を確認したところがこの三つの要件を要してるんですか。①は市長が部下に対して言ったものですね。②これどのように私が超えてるんですか。その説明なかったですよ。③幹部職員の就業環境がどのように害されたんですか。説明なかったですよ。

②③においては全く当てはまりません。なぜならば、ちょっと説明がややこしいんですが、なぜ私がそもそもこれをやったか。中国新聞の記事の真偽が怪しいと思ったからです。疑わしいと。中正を欠いた記事が



散見されるので、果たして本当かなと、そのための事実確認を行いました。当然、答えにくいと思います。別に悪いことを言って、それを叱るつもりではないんですが、記事の信ぴょう性を確認するために必要な手順だったので、匿名性を担保した上でやっています。

具体的には、幹部の皆さんに、そのとき資料があったんですね。ちぎってくださいと。ここに言った人は丸、言っていない人はバツをつけてください。小さく畳んで後で封筒を回すので入れてくださいと。完全に匿名的ですよ。みんなそろった後で開けてみて、中を開封したら確かに一つだけ丸があった。なので、幹部の人が確かに記事にあった発言をしたんですねと確認しました。

それについて私が何とコメントしたか、正確に御認識がないにもかかわらずパワハラだとおっしゃったようなんですが、あえてこの場で御説明しておきましょう。

記事にはこう書いてありました。幹部職員が云々かんぬんと。でも匿名なんですね。このような記事の使われ方をするので、幹部の人は発言に気をつけてくださいと言いました。発言するなではないんです。発言をするのであれば、何とか部の部長として責任を持った上で発してください。そうでないのであれば、立場を利用した発言というのはしてはいけません。本来は新聞がそういう扱いをしては駄目なはずですよ。にもかかわらず、個人の見解を幹部職員というよく分からないカモフラージュによって、さももっともらしく報じてみる。それを正すために事実の確認を行いました。

もう一度お伝えしますが、三つの要件、一つ目以外は該当しません。故にパワハラには当たりません。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本優議員。

○山本優議員 ハラスメントの定義まで説明していただきましてありがとうございます。

しかし、匿名性はない、後の結果はないと言われますが、封筒に入れて出させるということは一種の強制になるでしょう。口頭で注意するだけで済むのではないですか。幹部会議でやったなら。何で丸バツを書いて封筒に入れないといけないのですか。口頭でこういうことに気をつけてくださいよというだけで済むのではないですか。それを何で丸バツまで書いて封筒へ入れて出させないといけない。強制でしょ、これは。強制するということはやっぱり、全部そろってパワハラだと言いますが、一種のパワハラと認められますよ。じゃあ、市長はそういう考えでしたらこの件については終わります。市長はパワハラでないとおっしゃるということです。

では、次の質問に移ります。

○宍戸議長 山本議員、質問。

○山本優議員 じゃあ、それでいいですね。市長はそういう考えでおられるというこ

とで確認したということですのでいいですね。答弁を求めます。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 私が今説明したことをどの辺りまで聞かれて、どの辺りまで理解されたんでしょうか。丸バツをつけてもらう、その必要性についてもちゃんと説明しましたよ。まず、組織の人間として部下を束ねる立場として、事実の確認は基本中の基本です。うそか本当か分からないことに対して、あなたたちそれをしてはいけませんよと叱られた身にもなってくださいよ。それこそパワハラですよ。事実無根にもかかわらず、上司から叱られる。えらい迷惑ですよ。ですので、パワハラに当たらないようにするために、事実の確認を行いました。そして、重ねて注意をしますが、一種のパワハラですなどという言い方はやめてください。それは何なんですか。パワハラだと言われるんですか。であるならば、事実をちゃんと示して根拠を示してください。でなければ、今後一種の大うそつきだと私は言わなければならなくなります。御注意ください。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本優議員。

○山本優議員 これを言い合っていたら時間がなくなります。市長のパワハラへの認識はそういうものだと私は理解しまして、次の質問に移ります。

メディアが報じた「安芸高田市議会の今、改選から」というタイトルの中で、議員のアンケートの内容について市長から議員全員に回答の根拠について説明、報告を求める文書が配付されました。これは公文書、市長の公印が押してある文書です。これは議員がメディアの要請に自主的に協力したアンケートで、市長がその中身について説明を求めることはいかがなものかと私は思います。

こういう文書を公文書で出されたということは、多数の議員がハラスメントと受け止めています。こういう文書。

中国新聞に記載されたアンケートのコメントについて、全市議会議員に対して市長の評価を問うアンケートの結果として、政策の打ち出しが不十分、説明責任を果たしていない、議会軽視、二元代表制の無理解といったコメントが記載されています。これらについてどなたがどのような根拠で主張されたのかを詳細に把握しておきたいと思っておりますので、2月14日17時までに別紙により回答をお願いいたします。

こういう文書が来れば、これはどういうことですか。議員の活動について。さっきも言いましたように、こういう文書を出されるとということは議会にとっては、議員活動の中においてハラスメントと感じますよ。その点については市長はどうお考えですか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 ハラスメントという言葉が最近学ばれて、どうしてもそれを使われたいのかなというふうに受け止めているんですけども、ハラスメントとい

う言葉は最近よく耳にするようになっていますが、無数にあります。ピンキリなんです。

例えばパワハラ、先ほど申し上げたとおり、法律で禁じられるようになりました。細かいものを言えばヌーハラというのがあります。御存じですか、ヌーハラ。ヌードルハラスメント。ヌードルというのは麺類のことですよ。うどんとかそばとかラーメンとか。あれを日本人はずるずるすすって食べますよね。あの音が不快だからあれはハラスメント行為だと、ヌーハラだということもあるんですね。ピンキリです。

そんな中、前回の12月にも御指摘しましたが、この一般質問においてずっとふさわしくない一般質問がまかり通ってました。これは市長に対するハラスメントじゃないですか。もっと言えば執行部、さらには市民に対するハラスメントになるんじゃないですか。言い出したら切りがないですよ。

ですので、議員に対するハラスメント云々、きちんと定義をして、それがいかほどの問題なのかしっかりと認識をそろえた上で主張していただきたいと思います。主張するなど言ってるわけではないんですよ。これは私の基本原則なんですけど、どんな主張でも結構なんですけど、節操がないのは駄目だと。一貫したポリシーにのっかってしてくださいと、これだけお願いをしています。

その中で先ほど山本議員がおっしゃった、まず多くの議員がハラスメントと捉えている。16名のうちどなたですか。後でお伺いさせてもらってもいいですか。教えてください。その方々に直接説明しますし、何なら私のところにあれはハラスメントだったんだと言いに来てください。お受けします。

それに関連するんですが、議員の活動が云々とおっしゃいました。議員の活動とは何ですか。陰に隠れて、名前も出さず、あだこうだと根拠のない批判をする、それは誹謗中傷だと先ほど申し上げました。それが議員の活動ですか。であるならば、その活動は慎んでいただきたいと思います。議員というのは、市民の代表であり代弁者、匿名性なんてものは不要なんです。皆さんいつもおっしゃるじゃないですか。選挙で私は選ばれたんだと。陰に隠れてどうされるんですか。自分の名をしっかりと出して、根拠を示して発言をしてください。それが政治家として当然の姿だと思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本優議員。

○山本優議員 市長の考え方は分かりますが、私は今何を聞いたと言ったら、この公文書はハラスメントに当たるのではないですかと言っただけ。ハラスメントに当たらないとって言うんだったら、それだけでいいですよ。だけど、私たちはこのメディアのアンケートには無記名じゃないですよ、記名して出してますよ。それを市長は出してくれと言ってきておりますが、何で市長にこういう聞くあれがあるんですか。誰がこれを書いたの

かというのを市長が知ってそれをどうするんですか。匿名性なんか出してませんよ。私は常に名前を書いていますよ。無記名でやってるようなことありません。しっかりと自信を持っていますよ、私は。少数の私の支援者は少ないかもしれませんが、支援者がいる限りは私はその代表者としてしっかりと自分の責任を持ってやっていますよ。だから、こういう公文書を出してすることがどうなんですかと聞いているんですよ。新聞記事を読んで、どの議員が何かを書いたのか、全部記入して出せと。これは議員、市長のやる仕事ですか、これは。市長の責務というのはほかにきちっとしたものがあられるでしょう。これをやることが市長の政策に関係あるんですか。そういう意味でこういう公印を押した文書を出すことについてはどう思われているんですかと聞いただけです。一種の強制で議員に対する強制だったらハラスメントになる可能性があるのではないかと私は思いますけど、その点についてもう一回答弁をお願いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、そもそもなぜこのような問合せをしたかなんですが、もちろん一番最初に中国新聞社に照会をかけました。このような匿名の勝手な発言を社会の公器と言われる新聞が記載していいんでしょうかと。私の立場としては困ると。議員が言った、さもそれっぽく読めますよね。なので問合せをしたんですが、中国新聞社は答えられないと回答してきました。なので、やむなく直接皆さんにお聞きしました。

で、その紙で聞いたことのどこに強制力が働くんでしょうか。何か答えないと罰則を与えるとか、そんなルールはないですし、私は脅すようなことも言ってませんし、ただただ伺っただけです。山本議員が今まさにおっしゃったとおり、隠れる必要がないんだと、私たちは公明正大に名前を出して言ってるんだとおっしゃるのであれば、この発言は私ですと教えてくれたらいいだけですよね。ハラスメントにすらならないじゃないですか。先ほどの要件が伝わってなかったのかなと今心配になったんですが、何かしらダメージがあってこそそのハラスメントですよ。はなから自分の名前を示してそこで発言をしようと言うのであれば何ら問題がないじゃないですか、聞くことに対して。ハラスメントとは何ぞや、それについて改めてしっかりとした認識を持っていただきたいと思いません。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本議員、あと3項目ありますが大丈夫ですか。

○山本優議員 大丈夫です。

○宍戸議長 質問を続けてください。

○山本優議員 これを言うとまた質問で終われと言われるのであれなんですが、中国新聞とかTwitterで自身が載せられてる文を私はそれについて私らは説明を求めたりしてませんけども、その件についてはやめます。

次の(3)の質問に入ります。広報あきたかたにおいて、市政の動き

と題して、議員の行動・発言等、議会の内容について詳しく掲載されておりますが、この内容は市政の動きではなく、議会の動きであり、さらに内容が個人的に個人名とか発言の内容が省略されておったりして、ちょっと抽象的に記載されていると感じておるところでございます。この記事についても議会、一部の議員に対するハラスメントと思われませんが、この広報あきたかたの議会の動きの内容については、市長は議会について、議会对敵視して議会を改革するんだというような意識があるのかもしれないませんが、この市政の動きと題して議会の内容を細かく書くことについてはどのような認識をされておるのか伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 この1個前の質問のところでも出たんですが、市長としての仕事なのかどうかですね。できればやらないで済めばいいなとは思いますが、ただ、やらざるを得ないのでやっています。なぜか。私が市長になろうと選挙に出たときから、一番最初に一番上に政治再建を掲げているからです。御存じだと思いますが。ですので、その当時のそのときの方針のまま、いろんなことに取り組んでいます。

市政の動きについて御質問がありました。市政とは何ぞや。市の政、市の政治です。ここまではよろしいですね。じゃあ、このまちにおいて政治家は誰ですか。私と議員16名しかいません。となれば、市政の動きで皆さんが登場するのは至極当然だと思います。実際、私はこの市政の動き、初め、一番最初の紹介で議会とのやり取りを中心に紹介するという書き出しで始めています。何らゆがみ、ブレはないと捉えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本優議員。

○山本優議員 そういう思いで書かれているんですから、それ以上は言いません。

次の質問に移ります。(4)の本会議、一般質問、各委員会での質疑答弁において、嘲笑されることやばかにする発言、攻撃的な態度、これらは全てハラスメントとなりますが、先ほどというか4日からの一般質問においても、議員の一言一句を真摯に受け止めて対応されていないように私は感じます。議員が言葉の使い方を間違っているという部分もあるかもしれませんが、その辺は通告という制度で10日前には資料を出しておるんですから、ある程度は予測して一般質問に対応していただければと思っております。傍聴された市民の人たちからもそのような意見が多数寄せられております。今回の議会報告についても傍聴者の意見が載っておりましたが、御自身の言動についてはしっかりと自信を持って発言されてると思うんですが、このような状況について、市長はどのように認識されているかを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 時間も惜しいので反問権を使わずに答弁の中でお伝えしますが、ほか

の議員の方もなんですが、度々こんな声が多数とかたくさんとかおっしゃるんですが、一体それ何人の方がおっしゃってるんですか。後で聞きに行くので教えてもらっていいですか。何回も言いますが、根拠なくみんな言ってるとか、やめてください。本当にそれが多数であるならば数を教えておいてください。

今のまさに私の答弁がそうなんですが、山本議員おっしゃいました。一言一句を真摯に受け止め。反対じゃないですか。私ほど一言一句を重要視する人間はなかなかいないんじゃないかなと思います。それは、私が話す言葉、書く言葉、それによってこれまで口に糊してたからですよ。それを仕事にしてたからです。いい加減なことを言ったら証拠を失うところにいました。なので、自分の発言に対しては細心の注意を持っています。当然何かを主唱、これは批判も含みますが、するのであれば明確な根拠を示して行っています。根拠を示さずにあれが悪い、あれがいいということはありません。その意味で一言一句、しっかりと真摯に捉えていると自認しています。

もう一つ、その続きなんですが、もう1点。相手を見て、私はかなり適切に対応していると思います。先ほどの一言一句のつながりなんですが、この前の質問にありましたが、議事を敵視して、そのような事実はありません。私は議員の皆さんそれぞれと対話をしようと思っています。そして、その人に合わせて適切に対応しています。それはこの足かけ2日間の一般質問においても十分認識をされると思います。皆が皆同じような反応にはなっていないはずですよ。

嘲笑という言葉がありました。私が嘲ってる、そのつもりはないんですが、そのように見えてしまったのであれば大変申し訳なく思います。しかし、それは笑うほうが悪いんですか。バナナの皮を踏んで滑っておいて笑うなというのは、それはちょっと無理ですよ。じゃあバナナの皮を踏まないでください、こけないでくださいと。みっともないことを。勝手な発言をしないでください、石飛議員。

- 石丸市長 議長、注意してください。お願いします。
- 石飛副議長 (問題発言の声あり)
- 宍戸議長 質問に答えてください。
- 石丸市長 勝手な発言はいいんですか。許しますか、あれは。
- 宍戸議長 質問に答えてください。
- 石丸市長 今答えてる最中に声を出したんですよ。いいんですか。
- 宍戸議長 市長の発言の許可が石飛議員の注意の発言の許可はしておりません。注意は議長である私の責任ですから。
- 石丸市長 じゃあ、議長の責任で行っておいてください。
- 宍戸議長 質問に答えてください。
- 石丸市長 答えますが注意はするんですか。
- 宍戸議長 先に質問に答えてください。
- 石丸市長 しますね。よし。

どこまで話しましたっけ。嘲笑のところでしたね。ですので、批判をされたくないとおっしゃるのであれば、批判をされないようにくれぐれも御注意ください。私は問題のないところに何か問題があるよと、そのような無駄なことは一切行いません。議会を敵視という言葉がありました。が、全くの当たらない評価です。

例えば刀鍛冶ありますね、刀を打つ。あの絵を見て、この刀匠は刀が憎くて仕方がないんだなと思いますか。違います。ただだまっすぐな刀をつくりたいからたたいてるんです。強く美しい刀にしたいからたたいてるんです。私の取組はそれ以上でもそれ以下でもありません。

○宍戸議長 石飛議員を初め、議員の皆様にご注意いたします。一般質問中は、質問者の発言のみ許可しておりますので、また、動議の場合を除いては発言の許可をしておりませんので、御注意ください。

答弁を終わります。

山本優議員、どうぞ。

○山本優議員 一言一句真摯に対応されてるのはよく分かりますが、私はその一言一句の中身なんです。質問の中にも言葉で、質問に対する答弁で分からないのだったら聞かればいんです。だけど、質問以外のほかの言葉、こういう発言をしてる言葉とか、質問以外の言葉を捉えて一言一句説明されてる。それについてはその必要はないと思うんです。そういう言葉の説明も。市長がする必要はないですよ。質問はさっきも言いましたが、10日前に通告してるんですよ。ですから、ここでは私は質問の許可を得てここで発言してる。なので、答弁は答弁だけしてもらえばいいんですよ。ほかのいろんな説明は要りません。私らが聞いているのはこれについて聞いている。これについてという質問を市長にしてるわけですから。ほかの言葉がどうだとか、ほかの質問の仕方がどうだというようなあれは必要ないと私は思います。

次の質問に移ります。(5)市長はいつも法令遵守、コンプライアンスという言葉が使われています。行政には執行権、議会には自律権があり、全て約束事、法令、社会規範、ルールに基づく先例や慣例などで成り立ち運営されております。行政、議会はお互い不可侵でなければなりません。

そこで、市長が公文書でもって議会に要求されている内容については、互いに不可侵というルールを遵守されていないと考えます。首長という職責を利用してのハラスメントに値するのではないかと考えます。人として、社会での約束事、ルールは文書で記載されているものだけではありません。市長の言われるルールの認識について最後に伺います。

○宍戸議長 山本議員、時間になりましたので、以上で制限時間までの質問に対する答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 どこから言ったらいいものかというのはあるんですが、まず一つ、認識を共有させていただきました。文書に書いてあるものが全てではない、

おっしゃるとおりだと思います。信義則というものがあります、世の中には。信義誠実の原則かな、信義則。当然それはみんなが守らなければ社会が成り立たないという発想です。私もそのとおりだと思います。

ちょっと質問の範囲がぼやけたままだったので、つかみかねているところはあるんですが、不可侵という言葉がありました。これも使い方が適切ではありません。不可侵などという重い言葉を気軽に使っては駄目ですよ。一般的に不可侵と言え、例えば国際上の相互不可侵条約なんかがあります。何を不可侵としているかというのが定まっているんですね。これはお互いに侵略行為をしないというのを約束する、これが不可侵条約です。じゃあ、ここに引き直して執行部と議会がどのような不可侵なのか。不可侵な部分はあると思いますよ。それが何かを示さなければ答えようがないんですよ。

例えば、昔あった独ソ不可侵条約、中立条約だったかな。ドイツとソビエトが不可侵条約を結んだと。侵略行為はしないけども、例えば経済面で介入することはあり得ます。軍事行為でないのであれば可能です。なので、不可侵というのはその言葉をもって一切合切全てが関与しなくなるなんてことではないんですよ。そのような使い方は不適切です。故に、不可侵だとおっしゃるのであれば、何がどのように不可侵で、その点において市長がそれを侵害した云々を言わなければ批判になってないんです。

ですので、私は冒頭に反問権で申し上げましたが、自律権の侵害などということをお気安く言われては困ります。一体それは何なんでしょう。いつ、どこで、どのような文脈で私が自律権を侵害したのか。言えないのであればその発言は不適切です。

そして、今もそこをぶつぶつ言われてますが、私がここで反問権する云々、中身について問いかける云々を批判されますが、今日冒頭に言いましたね。言ったとおりです。事前の通告分をもらって、これでは無理ですよとお伝えしています。議長であり、御本人に。にもかかわらず、そのままを出してこられたら、私は相応の対応しかできなくなりますよ。これは私の落ち度ではないときっぱりお断りしておきます。

以上が、私が読み取れた範囲での答弁になります。

○宍戸議長

答弁を終わります。

以上で、山本優議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

9番 児玉議員。

○児玉議員

9番 清志会の児玉史則です。通告に基づき、大枠3点の質問をいたします。

まず、第1点目は職員のコスト意識について伺います。

厳しい財政状況を市民の皆さんに御理解いただくためには、職員がいかにコスト意識を持つかが大事な要素であろうと思います。

現在、人材育成基本方針に基づき、人材育成に取り組まれている中で、



必要な意識としてコスト意識を挙げられています。

全体最適の視点を持ち、常に自分が行っている業務の費用対効果を考え、最小の経費で最大の成果が上げられるよう行動するといった行動指針が掲げられております。

この人材育成基本方針、私はこれちょっと見直しが必要じゃないかなというところで以下の3点を質問いたします。

まず、職員に求められるコスト意識を高める取組の進捗状況を伺ってみたいと思います。

○宍戸議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、前提のところをしっかりとそろえたいなと思います。昨年3月に改定をしましたこの人材育成基本方針なんですが、ポイントはコスト意識ではないんですね。というのは、コスト云々というのは、その前からある2007年に作成した基本方針に既うたってあります。そういえば皆さん市民の方もちょっと御安心いただけるかなと思うんですが、このまち従来コスト意識がなかったわけではないんですね。さすがにそんな危なっかしいことはありません。

ちなみに、今回の変更点は皆さん御認識があるかないか分からないんですが、大きく二つです。コンプライアンスとハラスメント対策です。つまり、社会情勢への対応です。時代の変化に応じるという当たり前の転向を執行部側は施しています。時期尚早などと言ってる場合ではないと考えています。

その上で、御質問の点ですが、これが何と答えにくいので反問権も悩むのですが、分かる範囲でお答えします。職員の意識についてはかなり前進、改善したという評価を持っています。というのは、費用対効果を追及する前提は目的意識になります。何のためにやるかですね。それがなければ費用と効果は議論できません。何のためにやるか、目的意識を問い続けてきた結果、ようやく最近は、この1年ぐらいですね、特に。自然と職員のほうから何のためにこれをやるんだというのを問いかけ、そして主張してくれるようになってきています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児玉議員 確かに市長がおっしゃるとおり、職員の皆さんのいろいろ、我々も議員を長くやっていると、従来からいろいろ考え方が変わってきてるなどというのはある程度認識はできるころだろうと思います。ただ、まだまだやっぱりしっかりと目的意識は持たれておるということは確かにその辺の意識の変化というのはあるだろうと思うんですが、一方でやっぱり目的はしっかりと持たれておるけども、その手段としてやられておることにやはり何か課題があるのではないかと思うんですね。そういったところで、こういったコスト意識を進める上でもし認識が、課題があればどの辺があるのか伺ってみたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 少し抽象的な話になってくるので的を絞りたいなと思うんですが、私の捉え方では目的と手段、児玉議員は目的意識は持てていても手段のほうがかうまくないんじゃないかとおっしゃるんですが、私はやっぱりこちらだと思います。目的意識が漠然としてるからこの手段のほうがかうまくつくれてないのかな。ちょっと例が挙げにくいのですが、今日出た、それこそ住宅政策です。何のためにその住宅を市が持っているのか。公営法に基づく、ちょっと難しいんですが、市営の住宅、要は市が住民への福祉サービスとして低所得者に対して住宅を提供する、これが公営なんですけども、これではないんですね、目的が。実は。雇用促進住宅を引き取っただけの市有住宅、名前も違います。市有住宅ですので目的が違うんです。なので、今後どうするかというアプローチも変わってきます。ほかのものも往々にしてそうなってます。特に多いのはこれまでやってきた方法・手段ですね。これにS t i c k、こだわるばかりで、何のためにやってきたんですか、何のために始めたんですかというのが見事に抜け落ちていると。ずっと根気強く問うてみると、その目的もう終わってませんか、そんな時代じゃなくなりましたよねと。にもかかわらず、従来のやり方を踏襲するというのはやはりあると思いますので、その意味でも目的意識、これを改めて持つ。何なら目的を再定義するということから必要なんだろうと感じています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児玉議員 目的の再定義ですね。確かにその辺のところは非常に大きな課題だろうと思うんですが、ただ、いわゆる行政というのは予算をつけると使わなければいけないとか、そういったような認識がありますし、民間企業だったら成績が悪ければ当然働く人は努め場所もなくなって、そういった非常に厳しい環境におるわけですが、行政というのはやはりそういったところがないので、そこら部分では考え方自体がもう甘いところがあるのかなというのは仕方がないところかなと思います。ただ、いわゆる法律に基づいてやったり、それから岩盤規制みたいなものがあるわけですね。そういった中でやるわけですから、少なからずともその職員の方に責任があるというよりは、仕組みの中にそういったものがあるんだろうと。そうは言っても、印鑑がなくなったり、いわゆるそういったこともできてきてますから、ちっとは期待してもいいのかなというのは国の動きでは見れれんで、そういったところは期待が持てるんですが、ただ、残念ながらいろいろな目的は持たれて、その手段の中に省人化ですね、省く人、省人化に向けたいわゆる生産性の向上に向けた取組というのが予算に出てくるのが非常に少ないんですね。そういった視点から考えますと、今からデジタルの技術がどんどん使えと。これは民間よりも私は行政のほうに言ってるんだろうと思ってるんですが、デジタル技術な

んかを使って取組が進んでいくのかなというのは国のほうも期待はしてるんです。当然地方自治体にも波及してくるんだろうという具合には思ってるんですが、考え方として、例えば生活路線対策事業なんか見てもそうですが、当初計画を立てたのより利用者というのは急激に減ってるわけです。そうすると、通常ですと民間だと利用料金を上げるか、利用者のニーズをどうやって増やすか、あるいは管理コストをどうやって下げていくか。この三つの要素の中で考えていくわけですが、行政だといわゆる委託先が赤字になれば委託料を増やしていけばいいわけですよ。そこには何らアイデアも出てこない。そういったコスト意識という部分が私は少しこれからの課題ではないかと思ってるんですね。そこら辺は同じ共通認識かもしれませんが、そこで先ほど述べられた課題に対して今後どう進められていく、対応方法を考えられておれば伺ってみたいと思います。

○宍戸議長 児玉議員、2番目の質問に入りましたか。

○児玉議員 2点目ですね。ごめんなさい。3番目。課題に対する今後の対応。

○宍戸議長 3番目ですね。

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 議論の流れを一問一答に仕分けるというのはなかなか難しいものなんだろうなと思いますので、併せてお答えをさせていただければと思います。

目的意識を定めるというのが私の方針だと申し上げたんですが、その課題としては一つが時間がかかることだと捉えます。これは人材育成というのはどうしてもそうなんですけども、これまでの慣性ですね。モーメント、勢いがありますので、軌道を変えるには物すごい膨大なエネルギーが必要となってきます。なので、時間がかかるなど。ただ、ちょっとずつでも力を加えればその向きはそれだけ変化をします。これは丁寧に、大事なものはしっかりと先を見据えてこのベクトルを調整することだと捉えています。

その上で、この先の課題に対する対応の仕方なんですけども、今、取り組んでいるものとしては、職員に自ら考える力を養ってもらおう。これに尽きると思ってます。当座は私がここにいますので、徹底的に私のほうから課題を投げかけ、問い続けます。やがてそれも終わりが来ますので、むしろ終わりが来ていいと思うんですが、市役所職員自体がきちんと自立して問題意識を設定し、そのための解を求める、手段が考えられるようになる、これを理想としています。ですので、今やってることとしては、職員にそのトレーニングの機会を提供したいと、しているというところなんです。

その一つが、例えば今回の一般質問です。これまでにないほど部長級の発言が多かったと思いますが、これは意図してのことです。今後の方針等については市長が考えてるもので、市長が自ら話すべきところがあ

と思うんですが、そうではない部分については可能な限り担当部長から語ってもらうというように今回変えてみました。その狙いは先ほど来申し上げている目的意識ですね。自分の仕事、自分のこととして考え、それをまずは議員の皆さんに、そしてもっと言えばその後ろにいる市民の皆さんに伝えるんだと、その意識を持ってもらう、これが今後の対応のカギを握っていると考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児玉議員 考え方という部分では全く同感ですね。ただ、そういった今の部長職の方がここでいろいろ答弁というお話でしたが、この市役所全体でそういった考え方を皆さんに身につけてもらおうと思えば、特にコストの部分ですね。これは従来からずっとお話しさせていただいてるんですが、やはり大まかでもいいので時間当たり単価、これを設定されて、例えば我々もよく従来叱られましたけども、1時間の会議に10人出ると。1人2,000円かかれば2万円かけた会議で一体何をアウトプットしたんやと。要はそういったところからのコスト意識ですよ。残念ながら私が感じるの、例えば行政から案内いただく会議の開催なんかでもこれ83円の切手を貼ったら封書ですよ。民間のところはがきですよ、全部、案内が来るの。63円の。というところまで意識が行こうと思えば、やはり身近なところで言えば時間設定をちゃんとして、1分当たり何円かかるんだと。例えば支所に行って帰れば1時間かかりますよ。CO2排出してガソリン使ってというところまで意識が行けば、行かずにミーティングをしようかというような方法が出てくるんですね。そういったところの意識づけが非常に大事なのではないかって思ってまして、ぜひ民間だったら普通にやってますけど、こういった時間当たり単価を設定していただければ皆さんの意識に少しでも変化のスタート地点になるのではないかなと思ってるんですが、いかがでしょう。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 実は今児玉議員がおっしゃった職員におけるコスト感覚の醸成ですね。市長に就任した直後に考えました。私も民間出身ですので。ただ、考えに考えた結果、やっぱり合わないなと思いついてます。なぜかと言うと、コストを金額表示することはできます。手間はかかるんですけどできます。それをみんなで幾らだねって確認することもできます。でも、そこで止まってしまいうんです。なぜかと言うと、公務員は人事評価がかなり固定的だからです。コスト意識を持ってコストをあなたお幾らですと示したところからです。結局給料は増えも減りもしないんです。そこで、これはやっぱり限界があるなと感じました。

その意味で、市民の皆さんは公務員というものは何て怠惰なものなのかみたいなのを思われるといけないので、ここで改めてお伝えしておきたいんですが、逆です。むしろ。にもかかわらず、皆さん本当に一生懸

命仕事をしてくださってます。それが公務員というものなんだなというのは自分が組織の中に入って改めて感じました。褒められもしない、給料もボーナスも増えやしないにもかかわらず、ただただ皆さん真面目に職務に忠実でいてくださいます。これが公務員なんだなと。地域を思う、その姿なんだなと。私は感じ入りました。ですので、私も民間の上がりでありながら限界があるところに大変悔しい思いはあるんですが、だからこそです。できる範囲でこの市役所の体質を変えていきたいと思っています。何をを使うかと言えば、もう我々の矜持しかないと思っています。私たちが公務員、私たちが安芸高田市を動かして回してるんだというその思い、プライドですね。これを今ここにいる幹部職員初め、全職員がしっかりと持つことによって効率的な行政、これが実現できるのではないかと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児玉議員 残念ですね。せっかく民間で来られてるんですから、その辺私は非常に期待しておったんです。人事評価システムと給与システムというのは当然連動してないとおかしくなるんですね、民間で言うと。人事評価システムが行政というのは民間と大きく違う。能力の査定をどうやってやるかになるんですが、そういったところもあえて私は民間で来られてるんだから挑戦をされるのかなと。そこに入っていくといわゆる生産性の向上のほうに入っていけるなど、正直言って期待してました。ちょっとそのところは今の答弁非常に残念だったなと思います。もし、例えばそういうことを考えていこうと思えば、最初に申しましたけども、このこれですね。人材育成基本方針、これの中のコストの部分非常にさみしい。やっぱり私はこのコストの部分抜き出して、重みを持たせて、いわゆるコストに関する行動指針を一つつくってもいいのではないかと、いうことを思ってます。やっぱりコストという部分は市の組織文化としてこれ根づかせて、先ほどおっしゃったように長くかかるんですよ。根づかせていくためにやっぱりスタートとしてそういうものを持ちながら、なおかつコスト意識はどこまで浸透したかどうかを検証する、トレースする仕組みというんですかね。そういったものを私は考えていく必要があるんだろうと、そこまで行けばこれから5年10年かかってもすぐには答えは出ないかもしれませんが、徐々に職員の中で浸透していくのではないかと、思ってるんですね。公共サービスをやめたり、公共料金を上げたりするわけですから、職員の皆さんもそういった努力をしますよと、そういったスタートが私は第一歩にその辺の指針をぜひつくられたらいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 児玉議員を失望させてしまったのであれば大変申し訳なく思います。もっとも、先ほど少し言及しましたが、人事評価制度については今見直

しをかけているところです。これまでのままでいいとは考えていません。ただ、公務員として待遇をどうするかは、これは法律で決まっていますので、限界があります。そこで、私はやろうと思っても無理があると申し上げました。できるものとできないものがあるという意味です。

コスト意識の醸成なんですけども、これも私はこの立場になって初めてではないんですが、改めて気をつけなければならないなと感じました。なぜかと言うと、そもそも地方の自治体はコストが全て悪くなります。なぜか。皆さん御理解されてらっしゃいますか。どこまで御理解されるかによるんですが、単純に言えばコストがいい場所というのがあるんですね。都会です。このまちの人口密度を御存じでしょうか。1平方キロメートル当たり五十数人なんです。1キロメートル、1キロメートルで50人しかいないんです。でも、大きな都市に行けばその辺りに5,000人とかいるんですね。これが効率的なまちです。ここでは何をやってももうけやすいんですね。例えば商売だってそうです。コンビニの売上げなんか桁が変わってきます。一方、うちはどうやっても効率が悪いのが本来なんです。なので、民間事業者が入ってこられないんです。うちにはマクドナルドがないんです。そういう土地だから。なので、行政がそのサービスを補完しなければなりません。何でもいいんですが、何がいいですか。例えば、ちょっといい例が思いつかないんですが、スポーツを指導する事業があったらいいよね。都会だとジムとか何ぼでもあるんですね。行けばいろんなヨガクラスとかあります。でも、ここでは民間がやってくれません。なので行政が、要るの、じゃあやろうかとやるんですよね。でも民間がやらなかった商売ですから、そもそも採算が立つわけがないんです。ないんです。なので、私たちは難しい判断が強いられます。我慢するのか、それとも高い金を払ってヨガ教室をやってもらうのか。別にヨガがいい悪いというのをここで論じるつもりはないんですが、コスト意識というのはそこにつながると思います。市民の方が必要とされるものであれば、それは採算が悪くても提供しなければなりません。自治体の責務として。ですので、市民の皆さんにこれは要りますかと、ちょっと値段が張るんですけどどうですかと、この問いかけが必要だと思ってます。そして、その問いかけは我々市役所、行政の人間が、そして議員の皆さんが市民に問うていかねばならないテーマだと捉えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

児玉議員、まだこの項目について質問がありますか。

○児玉議員 最後にちょっと言いたいことがある。休憩に行きます。

○宍戸議長 コロナ対策のため換気をいたしますので、質問の途中ですが、換気のためここで14時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時08分 休憩

午前 2時20分 再開

〇宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

児玉議員、質問を続けてください。

児玉議員。

〇児玉議員 先ほどちょっと休憩が入ったので申し訳ありません。言葉をミスってたらあれですが。今の都会と田舎で効率の違いがあると。それから、事業の有無なんかもそういった影響があるという答弁だったんじゃないかと思うんですが、私が申し上げてるのはいわゆる改善という意味で、例えば毎日ルーティンで仕事をしてますけども、その中には当然付加価値のある仕事と付加価値のない仕事がセットになってるわけですね。そうすると、付加価値のない仕事とは一体何でしょうかということを見つける意味でのやっぱりコスト意識を持つと。身近なところでのコスト意識という意味合いで申し上げます。大きなところで申し上げるのではなくて、当然スタートとしては私が職員の方にスタートしていくのはその部分からでいいんじゃないかと思ってるんですが、ちょっと市長が思われてる部分と私が言ってる部分と認識のずれがあるみたいなので、もう一度正しておきたいんですが、私はそういうことでコスト意識の教育が必要ではないかということをお願いしておりますので、御答弁が。

〇宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

〇石丸市長 認識がしっかりとできました。児玉議員がおっしゃる、そのコスト意識、ごもっともだと思います。身近なところで日常の生活といいますか、仕事の中で絶えず見直していかなければならないと捉えています。その際にじゃあ何をしてるか、どうしてるかなんですけども、一番手っ取り早く取り組めるコスト意識・コスト改革は時間だと思ってます。どこにでもある、でも一番大事な資源ですね。例えば、私が就任して以来会議時間は基本15分単位です。どうしても入らないときには30分、45分、1時間。でも基本的には最初の15分に入るようにテーマを絞って、何を協議するのか定めて来ててくださいと。当然そこに集まるメンバーはみんないらっしゃいではなく、必要最小限、それこそ説明をする人、発言をする人ですね。これを軸に、というのはそのコスト意識につながるころだと思えます。具体的にあなたの時給がこれだけだからお幾ら万円という値札はつけてないんですけども、皆さんがそれぞれが持っている時間を大事にして、大事に仕事に当たってほしいという思いからそのような取組は行っています。

〇宍戸議長 答弁を終わります。

児玉議員。

〇児玉議員 それでは、大枠2点目の質問に移ります。公共サービスのコストの見える化について伺います。

財政健全化を目指すためには、市民の皆さんに現状が危機的状況にあることを、御理解いただく必要があります。しかしながら、自分自身の

お金といった意識で考えていただくことは大変難しい課題だろうと思います。どれだけ市民福祉のためにお金をつぎ込んだとしても、その事実を知らなければ、市民は当たり前のことと受け止めて特に何も感じていただけないだろうと思います。

事務事業を継続していく中で、必要とする予算に変化がなくても、人口減少が進む中では1人当たりの負担額、税金ですね。これは増えていきます。

市民全般に常日頃から行政サービスに要する費用を知っていただくためには、事業単位での市民1人当たり税金投入額を設定し、開示していくといった新たな方法を模索していく必要があるだろうと思いますが、市長のお考えを伺ってみたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 いわゆる公共サービスに値札を貼ってみるというような取組だと思うんですが、幾つか既に取り組んでいます。1人当たり直したのものではないんですけども、例えばそれこそ八千代の美術館が年間幾らかかって運営されてたのか、ほとんどの市民の方は御存じなかったんじゃないでしょうか。約2,000万円です。神楽門前湯治村、神楽が見られるすごくいい場所なんですけど、年間大体5,000万円、市はお金を入れて運営しています。どこまで認識があったんでしょうと。多くの市民の人は知らずにいいものに違いないと、そのように思い込まれてしまってたのかなと感じます。その意味では市民の前に、まず市民の代表である議員の皆さんが正しくそのコスト意識、それを持つことが必要だと思います。これは揚げ足取りや皮肉ではなく、とても大事な事実です。全体最適を度外視した主張を繰り返す一方で、財政難を口実に必要な投資を惜しんだり、そうした御都合主義を改めない限り、市民は誤った認識を持ち続けると、そう懸念します。

○宍戸議長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児玉議員 そういった懸念もおありでしょうから、今の年間額で言うと、例えばいろいろな事業が2,000万円とか5,000万円とか言われてもなかなか具体的に感じないんですね。しかも、その同じ2,000万円の事業をずっと続けてても人口割で考えれば人口が減ってくるわけですから、1人当たりの負担というのは、2,000万円の数値は変わらないけども負担は1人当たり増えていってるんですね。そういったところの認識を持っていただく必要があるだろうと私は思っています。特に、簡単なところで言えば指定管理料でも委託料でもいいんですよね。納税者で割るのか、全体の人口で割ってもいいと思うんですよ。ぽんと人口割で出してみれば。何かの事業の例えば委託料が1人当たり100円かかってますよと。来年になったら人口が減ったから知らない間に110円になってましたよというようなことを年々変化していくというものを市民の皆さんにもお知らせして

いく。そうすると、市民の皆さんもやっぱりそういったところでの変化に気づかれてくると。そうすると議員さん、あんた何やとるんやというようなことをある程度やっぱり注意も我々に頂けると。そういうような、みんなが分かりやすい指標というんですかね。簡単な指標でいいので、委託料だけでも構わないと思うんです。たちまち。そういうようなことをぜひやってみて、我々もそうですし市民の皆さんにもしっかりとその辺で我々のチェックをしていただくというような手法でも考えてやってみたらどうかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 これも部分を切り取られてそれが独り歩きしては困りますので、改めてここでも御説明するんですが、採算全てではありません。それをやりだすとこのまちに何もなくなってしまうので。ではなく、児玉議員がおっしゃってるのは、いろんなものがある中で採算を一つの基準として取捨選択しようということだと思います。私もその必要があると思ってまして、そのために既に企画部財政課中心となってもらって、採算の指標の作成を指示しています。例えば指定管理料そのものというのはもう既にいっぱい資料があつてずらっと並んでいるんですけども、それに対して事業規模が幾らかですね。いわゆるレバレッジが図れる。同じ2,000万円を投入する事業でも、その投入された事業が毎年回っていくわけなんですけど、これが2億円の事業なのか、4,000万円の事業なのか、レバレッジが違いますよね。2倍と10倍です。当然10倍の事業のほうが2,000万円は出しがいがあるわけです。このような観点で、例えば利用者、同じ2,000万円を出しても2,000人が使うものと2万人が使う事業であれば10倍違うわけです。というように、その採算性を図る指標の作成に今取り組んでいますので、これをお示しすることによって市民の皆さんと議論を深めていけると考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児玉議員 いいお話を聞かせていただきました。ぜひいろいろな取組を進めていただきたいと思いますが、市長の行政に、こういった仕事につかれてつくづく思われると思うんですが、計画は非常に立派なのがたくさんあるんですよ。計画づくりなんですよ、この行政というところは。後のトレースを追わないんですよ。これは執行部も議会もそうですが、大体そんなもんですよ。恐らくその自治体に行っても同じだと思います。これは大きな欠点だなと思うんですが、残念ながら非常にこれが難しい。そういったところで、今のような具体的な、全体として皆さんのその知識の中に少しでもいろいろなものを投げかけていくというんですかね、そういった指標の一つで考えていただければという思いでしゃべらせていただきました。

財政の厳しいのは今、市長も一生懸命説明されておられますが、やっ

ぱり公共サービスの停止、あるいは料金のアップとなると、やはり市民の皆さんは当然痛い思いをされるわけですね。結果としては。前々から市長はよく市民の皆さんとの共有という言葉をよく言われます。財政危機感やはり同じ共有意識を持ってやろうと思えば、やはりトップ自ら給与カットでもやって、皆さんのために頑張るよと、そういう姿勢を見せられるのも私は一つの方法じゃないかと思うんですが、どうでしょう。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今回の言葉だけを捉えると、お前の給料を削れというようなお話に聞こえるんですが、もしそのようにお考えであるのであれば、まず御自身の給与を返上するところから始められてはいかがかなと思います。私個人に、本人においてはそのようなつもりは毛頭ありません。きっぱり言っておきます。今後、自分の給料を削ろうなんてことは言い出しません。なぜならば、与えられた職に対する対価がその金額だと思っているからです。この金額が多いか少ないか、人によって受け止め方はあるかと思うんですが、私は自分がやってる仕事に対して、それこそ誇りを持って、責任感を持って取り組んでいます、仕事が足りないとは思っていません。それでも納得がいけないという方がいらっしゃるかもしれませんので、一つ御参考にお話しすると、市長の年収って大体1,500万円ぐらいあるんですよ。ちょっと多いかなと、この年にしては思われますか。どんなですか。ただ、私のデータで申し上げれば、年間の稼働日数ですね、土日も休みほぼなく仕事をしています。休めるの本当何日かですね。そうすると、勤務時間じゃないです、勤務日だけで民間の1.4、5倍あります。ということは、1.4、5倍で割ってみると、年収1,000万円相当ぐらいの時給かなという感じなんです、年収1,000万円というと一部の上場企業であれば30歳ぐらいのときにそれぐらいの金額をもらってます。私ももらってました。その観点で、自分の市場価値に照らしてこの報酬が過大とも思っていません。

○宍戸議長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児玉議員 気持ちの共有ということですね。お話しさせていただきましたけども、じゃあ次の3点目に入ります。

旧町単位での拠点の在り方について伺います。

現在、公共施設の延床面積削減に向けて努力されておりますが、地域に根差した公共サービスを低下させることなく進めるためには、施設の統合を進め、地域の拠点とすることが必要だろうと思います。

支所、図書館、文化ホール、人権会館などを一つの施設に集約すれば、住民の方の利便性の向上も図れ、延床面積の削減にもつながりますし、また、職員も異なった職務を経験すれば統合による人件費の削減も視野に入ると思います。

公共交通体系の見直しにも影響してくると思われませんが、中期的視点

で拠点化を進める必要があると考えますが、市長のお考えを伺ってみます。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今、児玉議員の発言の中に、この公共サービスの低下云々があったんですが、まず、大前提としてお伝えしますが、この先何かしら公共サービスは確実に細ります。工夫次第でこれまでどおりなどということはありません。そんなステージはとっくの昔に過ぎてます。今年の9月だったかと思うんですが、熊高議員の質問の中で、私が火事だという説明をしたことがあるんですね。1回の給湯室で火事が起きて、ゆっくり御飯をお弁当食べてる間に火が回ってきて、着の身着のまま逃げなければもう死にますよと。火がまだ下でとどまってるときに逃げ出せばかばんぐらい持って出られたんです。でも、ずっと同じ場所にとどまってるから火が回ったんですね。もう手ぶらですぐ走って逃げないと煙に巻かれるところまで来てます。そして、これ大事なところだから言いました。そのとき煙に巻かれるのは弁当を食った本人じゃないんですよ。私達の子や孫やその先の世代が逃げ遅れたことになるんです。将来に負担を先送りするというのそういう残酷なことなんです。ですので、今私たちは市の存亡をかけて決断しなければならない、覚悟を決めなければならないときだと御説明をしてきました。

その意味では、今、児玉議員がおっしゃったこの先のまちの計画ですね、形、コンパクト化、あとはアクセスをつなげるというネットワーク化ですね。これによってうまく集約していくしか道がありません。ただ、もう一回お伝えしますが、それでもこれまでどおりにはいきません。どうやってもこれから先、身を切り、身を削らなければならないんです。私たち自身のために何よりもこれから先の将来世代のためにです。それが私の認識です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児玉議員 将来に向けての部分は市長が前からおっしゃってますが、確かにその辺のところは全く同感です。ただ、ちょっとその前に少し伺ってみたいんですが、よく使われる短期、中期、長期ですよ、これの認識が私もこの行政に入って聞くのと民間で経験してきたのとまず違って、それに慣れたかなと思うと、また市長が言われてるのがどうもちょっとその辺がまた私の中で期間が狂ってるので、少しその辺の認識を説明していただけますでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 どこかのタイミングで御説明したような気がしますが、田邊議員の質問だったかと思います。短期、中期、長期に明確な定義はないはずだと思います。ただ、一般的には長期10年ぐらいですね。中期5年か

ら7年。1年というのはそれより短い。マーケットでは、金融市場では1年ぐらいなんですけども、普通の感覚で言えば2,3年だと思います。短期ですね。特にこうした市役所のような組織を運営する際には短期と言えば1、2、3年当たりまでかだと思います。ちなみに、時々出てくる超長期というのは、これも一つの例ですが、債券市場においては20年より長い償還年限、これが超長期債となっています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児玉議員 長期的視点で今マスタープランという話が出てましたから、今やられてますから何年ぐらいかなと思ってたので、その辺で考え方が理解できました。

確かに、これから先を考えていくとマスタープランの中で当然事業の継続するものと継続できないものがあると思うんですが、そういった中でやはり近年の社会のいわゆる情報化、情報化社会になって、いわゆるネットワークを通じた情報サービスというのは非常にこれから先も活発になってくるんだろうと思うんですね、活用が。求められるものがいろいろ量やら質が変化してきておると、これまでと比べると。例えば図書館なんかは前回議論もありましたけど、図書館でも今までのように本の貸出しをやるのか、あるいは外部のそういうデータベースっていうんですかね、そういったものを利活用して、いわゆる地域地域に電子図書館的なものになるのか、そういうところは分かりませんが、そういったところをやって利用料頂くような図書館というのもこれは出てくるかもしれません。あるなしと言う前に、まずそういったところもしっかりと、サービスをやめるというのは非常に簡単ですけども、サービスの形を変えていくというのはまた知恵が出てくるんだろうと思うんですね。そういったところで、知恵を出していく部分はかなりある。しかもその前にまずお話したように、中期的にはやめるとなると非常にまだ難しい課題がありますから、施設を統合することによってサービスはそのまま継続するけども、床面積だけは減らせるということはできるんだろうと思います。今、私が住んでるところなんかで見ても、支所なんかでもほとんど空いてますし、いわゆる支所を移して図書館のところに持っていけば、非常に効率がいいんじゃないかなと思ってみたり、そういったことは各5町でそれぞれあるんだろうと思うんですね。そういったところは中期でできる内容でしょうし、地元の皆さんにもまだまだなくすというよりは説得がしやすい。そうすると、そこを早くやって、床面積削減に向けた努力をしていくと。それがまず進めやすい手順じゃないかなと思ってんですが、その辺いかがでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今回の都市計画マスタープランの策定の中でもヒアリングをしていますが、市民の皆さんにとって必要なものとは何でしょうか、この問いか

ら始まり、もっと言えばこれが全てだと思います。皆さんが欲しいと願うものを残す。これまでなかったのであれば新たに創設する。そんなに要らないかなというものを減らしていく。たったそれだけの作業ですので、淡々とそれに取り組んでいこうと思います。もちろんその上では先ほど来申し上げている採算性ですね。市民の皆さんがこれは欲しいよと言っても、いやいや、それはお高いですよと言うのであれば、きちんとそれを見せなければ、値段が分からないのに欲しいという議論が難しくなりますので、これはお幾らなんですかと。それを見てもらった上で要るのか要らないのか。もっと言うと、我慢をするのかしないのかという選択になってくるだろうと思ってます。ただ、その点で一つ申し上げておけば、これは何もわざわざ執行部が一生懸命ヒアリングをしなくてもいいんです、本当は。なぜか。市民の代表がここに16人集ってるからです。皆さんがピックアップしてもらって要る要らない決めてもらってもいいと思いますよ。市民の代表なんですから。皆さんいつも豪語されるじゃないですか。市民の代表なんだと。民意がここに集まってると。執行部がやったこと、それについて後出しじゃんけんで、あれはやっぱり要るんだ云々ではなく、議会が議員の皆さんが率先してその取捨選択をされても一向に構いません。それをもって私が、それこそ執行権が侵害されたなどと言うことは断じてありませんので、ぜひ皆さんの意識の持ちようです。このまちにとって必要なものを皆さんの責任で選んでいただければ、私としては非常に助かります。

○宍戸議長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児玉議員 議会も職員さんがたくさんおられるといろいろアンケートを採ったりそういうこともできるかもしれませんが、どうしても量的に限界がありますから、できる範囲というのは非常に限られるんだろうと思うんですが、多分いろいろな今まで6町が合併してきてますから、市長がおっしゃるとおりたくさんのが、同じようなものを持ち寄ってきてるところは、これは皆さん認識が一緒だろうと思うんですね。ただ、いかんせん市長も我々もそうですが、選挙で当選したからといって、これ100%の白紙委任をもらってるわけじゃないので、都度都度やはり市民の皆さんに説明をしながら必要性というのは相談していくべきだろうと思ってるんですが、ただ、どうしても時間がかかることなので、特に事業継続か廃止かということになると、そこらはしっかりと説明していく必要があるんだろうと思うんですが、アンケートで取られてる内容だと、先ほど申しましたように、いわゆる代替のアイデアが出てくるかどうかという部分では非常に分からないわけですね。置き換わるものというのが今から先を見てもみますと、これから先、10年先で、この前新聞記事にもありましたけど、レベル4までが地域の公安委員会の許可で車の自動運転ですね、これが許可制になってきておるといようなこともありますから、どんどん時代が変化して行って、我々が考えている以上にこれ

からマスタープランをつくられる10年後というのは、別の今やめようと思っただけものが実は別に置き換えられるものがあったりというようなことも出てくるんだろうと思います。ところが、これはなかなか今のアンケートの形ではそこらはアイデアが出てこない。これはやっぱり民間の知恵とか、あるいは議会とか執行部の皆さんとの意見交換の中で出てくるのかもしれないですが、やはりそういった前向きな議論ができる形と、よりなおかつとにかく丁寧に市民の皆さんに説明をしながら納得していただく。全部が全部納得というのは非常に難しいからできないですが、ある程度の方には御理解いただくような、やはり丁寧な説明がこれから必要になるんだろうと思います。その辺のところのお考えを、以前、市長何回もしゃべっておられますけども、もう一度伺ってみたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 市長に就任してからもう何回目かの一般質問ですが、この類の説明はもう10回はくだらないと思います。この場で私が皆さんの質問に答えて、議員の皆さんにお話ししているのは、市民の代表だからです。班長の役割をお話ししました。もう繰り返さなくてよろしいですね。つまりそういうことです。市民の代表としての責任をしっかりと果たしていただきたいと願います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

児玉議員。

○児玉議員 以上で私の一般質問を終わります。

○宍戸議長 以上で児玉議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

12番 熊高議員。

○熊高議員 今回の最後の質問者になりましたけども、今朝ほどからのやり取りを見てるとこれはどうなるのかなと思って不安を覚えてましたけども、同じ清志会の皆さんの質問、方向性は同じなのかなと思いながら聞く部分がかかなりありましたので、こんなことを言うから熊高要らんことを言うんだというふうに言われるのかも分かりませんが、聞きながらそう感じたので致し方ないというふうに思います。

私は3点についてお伺いしておりますが、まず1番は国土交通省中国整備局の特定指定都市河川浸水被害対策法についてということで、先般、新聞等にも出ておりましたので、そのことについてお伺いをしたいと思います。あるいはこの間産業厚生委員会でも説明がありましたので、中身についてはある程度は理解できたんですが、改めて法律、そういったものを、条文とか読むとかなり多岐にわたって、逆に分かりにくくなったので、地域として確認しておきたいことを基本的には確認しておきたいと思います。

出しておりますのを読ませていただきますと、江の川上流域の浸水対

策法対象地域として安芸高田市も指定する意向との情報がありますが、その内容についてお伺いします。

まず一つ目は、安芸高田市にとって具体的な方向づけはどのように検討されるのかお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 方向づけというお話でしたので、今後のステップについてひとまずお答えをします。

まず、特定都市河川の指定に向けてなんですけども、三次市、そして北広島町と今協議を進めています。現状としては、指定の効果についておおむね認識をそれぞれの市町でそろえられたというところなんですけども、国へ要望を出しまして、そして、晴れて指定された後には国、県、そして市町が主体となって、流域水害対策協議会というものを立ち上げる予定になってます。そして、その中で流域水害対策計画を策定していきます。これが方向づけといいますか、これから先の流れです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 その辺まではある程度理解できておったんですけども、その上で安芸高田市、三次市、北広島町、江の川上流域ということですが、当然安芸高田市の流域についてお伺いするんですけども、この間産業厚生委員会で部長の説明の中で本村川とか生田川とか、あるいは当然多治比川とか、そういった流域河川も出てきたんですけども、この安芸高田市の中に甲田も向原もありますし、今の本村川、生田川辺りは美土里とか高宮とか3町をまたいでおるような川もありますけども、そういった流域ということをごんごんに捉えたらいいのかなど。都市部というイメージがあるので、どこまでをその範囲として捉えて今後の計画をされていくのかということをごんごんお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長 エリアの話でございますけども、このエリアにつきましては国のほうから提案を頂いてるところです。

エリアの決め方ですけども、国からの話を受けますと、まず流域の水が流れる方向ということになりますから、エリアの端々は山の稜線沿いに走るということになってまいります。ですので、江の川流域に入ってくる山の端々から稜線を隔てたところからがエリアになってくるということで考えております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 そう言われたら分かったような気もするんですけども、向原辺りだっ

たら当然広島太田川に出てるほうの川とかになるんですが、向原も江の川沿いに流れてくるのがありますし、美土里町辺りは島根県側に行く川もありますし、匹見のほうへ行く川ですね。だから、そういう意味で言えばあのエリアというのは分かるんですが、それが都市計画区域というんですか。そこは全部含めていいんですか。例えば私の身近で言えば長瀬川がありますよね、江の川流域の。これは美土里から流れてくる河川だけど、そういったものはどんなふうに取り扱いをするんでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長 まず、向原町でございますけども、向原町につきましては確かに江の川水系流れてくる川があります。戸島川ですね。ですので、戸島川流域については今回のエリアの中に入っております。ただ、今さっき言われました長瀬川ですね。長瀬川につきましては、現在、今回のエリアの中には入っておりません。というか、ほとんど高宮町のエリアについては大方入ってないと思います。現在のところの高宮町が入ってないというところについての理由は国のほうにもお伺いをしたことがございます。現在も国のほうの考えにおいては、江の川上流河川の水位の低下を下げることが今最大の命題だということで、実際問題決められてるところというのが三次美土里のところから54号に合流する地点にたしか三次大橋というのがあると思いますけども、あそこから上流域が今設定されるエリアとなっております。したがって、それから下流については今の中のエリアに入っておりません。ですので、そのところの中から上流域の治水に対してやっていきたいということが国の答えでございました。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 かなりイメージが絞られてきましたので、ですから三次が入るということは三次に江の川が行ってますから、その流域のいわゆるオーバーフローを防ぐというイメージなんですよね。だから美土里町とか高宮町は江の川へ出るけどもそれはずっと先の江津まで100キロメートルぐらいありますけども、そこに途中ダムもありますから、そういったものを含めてある程度余裕を見ていろいろ対策ができるというふうを受け止めていきますけども、ちょっと残念ですね、地元としては、長瀬川辺りも浸水区域になったりしますので、それは別な形でやっていただきたいと思うし、だから美土里町の本村川、生田川も同様な考え方でよろしいんですか。あるいは、もう一つ追加で言えば、甲田町辺りですね。甲田町のちょっと河川名が出てきませんが、ここもかなり大きな被害があったりしますが、そこはどうなんでしょうか。併せてお聞きしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長　それでは、今回、国のほうが提案されておりますエリアについて再度安芸高田市内について御説明いたします。

まず、吉田町につきましてはほぼ全域が入っております。八千代町につきましては根谷川の流域を除くほぼ全域が入っております。美土里町につきましては本村川と奈良谷川流域と、それと北広島町が流域となる本郷の低水位地区が入っております。高宮町は原田の本村川流域だけ。甲田町は房後川流域を除くほぼ全域が入っております。向原町は戸島川流域のみとなっております。

以上です。

○宍戸議長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員　聞き漏らしました。甲田町はありませんか。おっしゃいましたかね。

○宍戸議長　答弁を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長　再度申し上げます。甲田町は房後川流域を除くほぼ全域が入っております。

以上です。

○宍戸議長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員　房後川いったらまた高宮が外れるんですね。確認をできましたが、今奈良谷川という美土里町の分がありました。前回の一般質問でも砂防河川等の関係とかが事業に入ってくれば早いのではないかという提案をしたこともありますけども、国土交通省は江の川を中心に流域という形です。国土交通省は江の川の流れの部分をや、今の多治比川辺りは県の河川です。そして上流域も基本的には県でしょうけども、そこらの事業の見通しというのはどういう仕組みで取りかかろうとされるんですか。上流域は砂防なんかも一緒にできるのか。江の川流域なんでできないかなというイメージはするんですけども、そこまでのことは協議を今後のことなんだということになるのかどうか、今の時点でお分かりになれば示していただきたいと思えます。

○宍戸議長　答弁を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長　先ほど市長の答弁にもございましたが、流域水害対策協議会を立ち上げるということでお話があったと思えます。これは流域治水の姿勢を法指定後にそういったものを立ち上げるようになるんですが、そこにおきまして今後20年から30年までの計画について話し合われるということになります。その中には当然国、県、市も入っておりますので、それぞれがそれぞれの役割に応じた事業を展開していくことを話されるということになると思います。

以上です。

- 宍戸議長 答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高議員 大体分かりましたが、もう1点、新聞に石丸市長のコメントがちょっと載っておりましたが、水田の貯水機能を高める田んぼダムなどの事業を早く進めるために有効というふうに書いてありますが、いわゆる貯水地をとということで、去年の4月の河川法改正の関係もあるんでしょうけども、その辺は具体的に市長のイメージがあるんでしょうけども、それについてこう答えられた背景というのをお聞きしたいと思います。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。
- 石丸市長 私がそこを特に力を入れてしゃべったわけではありません。なぜあそこが抜き出されてるのかちょっとよく分からないなという思いです。一連のくだりがいろいろありまして、その中に言及したその一つです。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高議員 分かりました。市長の大きな意図ではないのだというふうに受け止めさせていただきますが、では(2)に入りますが、予算化を含めどのようなメリットにつながる内容になるのか。先ほど部長のお答えも20年30年ということがありましたが、それについての状況をお伺いしたいと思います。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
小野建設部長。
- 小野建設部長 国は排水機場の整備の加速、あるいは雨水排水抑制の推進、公共または民間による雨水貯留浸透施設の整備促進などの予算の重点化を進めるとしております。
国土交通省だけでなく、その他の省庁も補助金や交付金などの支援策を持っております。1,000平方メートル以上の工場または駐車場などの雨水浸透阻害行為の規制がされますので、雨水の流出を抑制することができると考えております。
また、それに加え遊水池の整備をすることなどによりまして、流動性、流出の抑制を行うことがさらにできると思います。
結果として、江の川の水位を抑えることで水害の軽減が図れるものだというふうに考えております。
以上です。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高議員 各省庁が連携していろんな事業をやるということで、そうじゃないとなかなか難しいんだろうなと思いますし、その中で内水排水で下水等のこともあって、そのこともいろいろ条文の中に書いてありましたが、そこらも当然吉田町の町なか辺りは特にそういう背景もあるんだと思いますが、そういったところも十分対応できるような計画を進めていくとい

うようなおつもりなんですか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長 平成30年、また、それから去年度の大きな水害に関係しまして、吉田町内は特に雨水排水対策というのはかなり重要なところだというふうには考えております。ですので、今回のメニューの中にも常設の排水機場、あるいは排水ポンプ場の配置などといったメニューもございます。実際我々はそのところはかなり大きく期待をしてるところでもあります。

下水道の関係にしても、下水道水排水路の整備というのもいろいろ関係してきますので、そういったことも含めて総合的な対策ができるのではなかろうかなというふうには考えております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 先般の委員会でも市長が、規制があるんだというふうなお言葉を述べられておったと思いますが、それが先ほどの1,000平方メートル以上の浸透を阻害するようなこととかいうことですが、もうその規制が安芸高田市の中でどの程度、不便までとは言いませんけども、規制が心配されるという予想、今の時点でされるかどうか、見解があればお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長 確かに議員おっしゃるとおり、1,000平方メートル以上につきましては浸透施設のものを使わなければならないという規制が出てまいります。これにつきましては一般的に、宅地につきましては1,000平方メートルを超えるような宅地というのはほとんど存在しないんだらうというふうに考えますので、あるとすれば工場、あるいは大きな駐車場をつくるのか、そういったものになってくるとは思いますけども、実際にその辺に施設をつくるとなれば、確かに企業としては負担になるかもしれませんが、実際それができることによりまして内水排除の治水を一遍止めておくことができるということになりますので、これはメリットもかなり正直ございます。また、その施設につきましては国からの補助金、取りあえず2分の1の補助になってますけども、そういった補助制度もありますので、これは十分活用していただけるものだというふうには考えております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 1番についてはかなり理解が深まりましたので、しっかり今後の取組を期待しておきます。

2番に入ります。社会福祉とボランティア活動について。

社会の変化と価値観の多様化、また、人との関係性の多様化、多文化

に向かって大きく変化している現状の中、人を支え、支えられる在り方や、ICT化などハードの進化に伴う取組に対し、ボランティアのありようにも変革を求められている時代と考え、次のことをお伺いいたします。

まず(1)として、行政とボランティア団体との役割について、現状と将来的にあるべき姿をどのように考えておられるかお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず現状ですけれども、このボランティアという概念が日本社会にかなり浸透してきたと捉えています。ボランティア元年というのがたしか1995年、阪神淡路大震災の後だったと思うんですが、そこから二十数年、30年弱ですね、この時間によって大分ボランティアというものが身近になってきたと感じています。

その中で行政はボランティアと共働する体制になっているという認識です。共に働く共働ですね。そして、今後についてもこれまでどおり、それぞれが独立的でありながら、相互に補完的な役割、これを持つべきだと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 市長がおっしゃるような状況に少しずつなっているのかなとは思いますが、現状として、例えば地域振興会自治組織あたりでボランティアをしていただく皆さん、あるいは行政からの委任のような形でのボランティア、そういったものが多様にあるわけですね。

本来ボランティアの大事なところは、ボランティアを行う人もそのことによって生きがいを感じたり、そのことが多くの人に役立っていくという、本来のスタートがそうあるべきだと思うんですね。ボランティアの皆さんから受け手としていろんなことを支援していただく方が喜んで、あるいはその支援に対して感謝ができるという、そういう関係が本来のボランティアの姿だと思うんですね。だから、そういう形にまだまだなっていないというのが安芸高田市の現状ではないかなと思いますが、その辺の現状についてはいかががお考えでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 熊高議員がおっしゃるところも分らないんですが、私は少し違うのかなと思います。なぜならば、ボランティアというものはそもそも奉仕活動、奉仕の精神のほうです。ボランティア活動の中にやりがいとか自分が幸せになる、これが間違っているわけではないんですが、根本は誰かのために役立ちたいという気持ちだと思いますので、違えてはならない最優先すべきものは、その誰かだと思います。誰かのために。なので、それこそ災害ボランティアでよく議論になる、もう社会に浸透

しましたが、常識として、何か役に立ちたいのは大事、いいことなんです。だからといって災害現場に身一つで行って、かえって邪魔になってはいけないよというのはもう常識になってますよね。なので、自分が役に立ちたいのは結構なんです。大前提は誰かの役に立つことですので、順番としては明確にあると思います。奉仕、これに尽きると思っています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 少しうがった見方で恐縮ですけども、地域によっては、あんた時間があるんじゃない、この役を受けてくれやと。ある団体からは、あんたこれもやるんじゃない、ついでにこれもやってくれやという形で二重三重にその人に負担がかかって、現実的には本来のボランティアの姿でなくなっていくということも現実的には私の地域でも見るんですね。だからそういうのをどんなふうこれから整理整頓するかなということも一つあるんだと思うんですよ。(2)の社協との関係も当然あるんですけども、まずその辺を軽くお答えできればと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 現状、その現実的に熊高議員がおっしゃるような構図になっている面があるのはそうだと思います。事実だと思います。ただ、それはやはり本来のボランティアではないという認識です。要は半ば強制されてるような無言の圧力というんでしょうか、同調圧力。もちろんそれが全部が全部悪いものだと言うつもりもありません。実際それが必要とされてる場面があって、そうした中でもそこにやりがいや生きがいを見出されるというのは往々にしてあり得るからです。ただ、議員がおっしゃるボランティアという観点では本来の姿ではないと、そのように捉えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 そんなふうには受け止めていただければ、私の認識とあまり違いがないので、そこは了解させていただきます。

その生きがいといいますか、そのボランティアをされる皆さんが本来本当に生きがいを持ってやられてるというので、私がこの質問をしたきっかけにもなったんですが、吉田町にもう30年ぐらい朗読ボランティアというのが、くもの糸というのがあるということを一か月くらい前にお聞きして、その背景とか状況をいろいろ精査をしたんですけども、このボランティアグループすごいですね。技術的な中身も含めて。市の広報の全ページを私担当者から頂いたんですが、CDで頂いたんですが、140分ですよ、全部の長さが。かなり飛ばしながら聞いたんですけども、表のようなところの広報のところもうまく説明をされたりする。これを五、六人だったですかね、そんなに多くない人数でやられておること、それでそのときに相談を受けたのは、耳の不自由な方が何人か

いらっしやって、その人たちに声で伝えるということなんですが、そのために昔の形ですからテープですよ。テープの形でダビングしたりとか、そういう機械がなかなか古くなって将来的に不安だということで、そういった予算のことも含めていろいろ状況を聞かせていただいたんですが、そのときに市のお太助フォンなんかでも機械的に流れる分はあるんですけども、人間の声と言うんですか、肉声と言うんですか、そのほうがやっぱりいいなというふうに私は聞いたんですね。だからそのせっかくやられる朗読ボランティアをもっと市民に広く聞いてもらうような仕組みにならないかなと思う。将来に向けてそれを持続させていくようにすれば、ここでも少し触れておりますがICTとかデジタル化とか、そういったものも含めて仕組みそのものを変えていく、そういった必要があるのではないかなという気がしたんですね。それが将来的に持続可能にもなるし、後継者もできやすいし、しかも効率よくなる。さらにはくもの糸さんがやられておることが広く市民に知られることによって、これまでのボランティアされてきた御苦労も皆さんに伝わっていく、そういった流れができるのかなという気がしましたので、その辺の具体的なことなのですぐにお答えできるかどうか分かりませんが、お考えを少しお聞きしてきたいというふうに思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 熊高議員は大体一緒かなというふうにおっしゃったんですが、どうにも違うような気がしてなりません。ボランティアというのは奉仕活動だというのが私の認識です。その団体がボランティアをしたいというのであれば、これから先もぜひしていただきたいと思います。していただきたいというか、していただければいいんだと思います。特に止める理由はもちろんありませんので、これは全てのボランティア活動がそうであるように。

一方で、確かに広報紙の音声化というのはやっていただいているんですが、あれは事業を委託しています。有償ですよ。有償で市の事業としてお願いしていますので、あれは本来のボランティア活動というのはちょっと違ってきます。

ちょっと論点がどこにあるのか私も探りかねたんですが、その団体の存続を願うというのであれば、例えばNPOとかそういう団体として切り盛りされていく、当然お金を集めたり、もうその中でうまくできると思いますので、実際市も業務委託とかしていますので、それを活用されるのがいいのかなと思います。でもそれはボランティアを市として云々とはまた違う話だという認識です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 多少私の認識違いもあるのかも分かりませんが、年間13万円でしたかね、活動費が出ておりましたが、その活動費という中身がそれぞれの皆

さんのいわゆる時間給とか報酬とかじゃなしに活動するための設備であったり、あるいはよりよい朗読をするための講習会であったりとか、そういう形なので、それはボランティアとは言わないんですかね。その辺の認識が部と違えば少し指摘を頂ければと思いますけども。個人的に報酬を頂かずにやるということで私はボランティアという認識を持ったんですけども、それはちょっと違うんですかね。お伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 いろんな形態がありますので、これがボランティアじゃないのかと言われると、そのような捉え方も可能だと思います。私が申し上げたのは、本来ボランティアというのはというお話です。奉仕の活動で奉仕の精神から始まっているわけですので、そこで例えば必要な経費云々という発想も出てくるかもしれないんですが、それはまたそのボランティア活動のさらに次元としてはちょっと上のところで論じられるべき問題であると捉えています。ボランティア活動というと、それこそ毎朝道端のごみを拾ったっていいわけです。立派な奉仕活動です。でもそれを組織でやって、みんなでやって、定期的にやってとなると、当然費用が発生してくると思います。そうしてくると会費を集めようかなとか、何か違うアイデアが必要になるかもしれませんが、大本のところは奉仕の精神だと、そのように私は今お話ししてるつもりです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 これ以上の議論は具体的なところを私も精査してないところで、議論がかみ合わないところをしても意味がないと思いますので、これは今後いろんなボランティアの在り方についての御検討の中でその部分を精査いただければというふうに思いますがいかがでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 承知しました。その御意向を踏まえて対応していきたいと思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 (2)に入ります。

○宍戸議長 質問の途中ですが、ここで換気のために15時35分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時22分 休憩

午後 3時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

熊高議員、質問を続けてください。

熊高議員。

- 熊高議員　それでは、改めて(2)についてお伺いします。行政と社会福祉協議会の役割と関係性の現状を、どのように考えているかお伺いしたいと思います。
- 宍戸議長　答弁を求めます。
石丸市長。
- 石丸市長　関係性についてなんですけども、ボランティアに関する取りまとめはこの社会福祉協議会に担っていただいています。これまでもお話ししていますが、ボランティアという性質上、行政があえて直接関与しない方法が取られていまして、全国的に同様の形態になっているとの認識です。
- 宍戸議長　答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高議員　では、(3)に入ります。今の市長の御答弁を受けて、これから社会情勢の多様化に伴う将来への社会福祉協議会との関係性再構築について、どのように考えていくのが最適かお伺いしたいと思います。
- 宍戸議長　答弁を求めます。
石丸市長。
- 石丸市長　今日何度目かですけども、何よりも大事なのは時代に合わせて変化していくことだと考えています。当然の対応というものです。その意味で何よりもこの社協自身に多様化し、そして細分化してきている社会のニーズをうまくくみ取っていただくよう、市としては働きかけていくべきだと考えています。
- 宍戸議長　答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高議員　これまでの市長の発言等からそんなふうにご考慮されるのだろうかという推測をした質問なんですけども、今後、社協にそういった新しい社協の在り方をつくっていただきたいんだというふうな受け取り方でいいのかなと思うんですが、具体的にどんなふうにご行政としては社協に対して働きかけを行っていくお考えがあるのか、改めてお伺いしたいと思います。
- 宍戸議長　答弁を求めます。
石丸市長。
- 石丸市長　現時点で社協にどのような働きかけをしていくかというところまではまだ定まっていません。ただ、それこそ昨年夏の災害の際、災害ボランティアですね、この取りまとめをしていただいたわけなんですけど、その中で市と社協とのやり取りの中で幾つか課題というものも浮かんできています。ですので、そうしたものを解決していく中で、ほかのボランティアも含めて、災害ボランティアに限らず社協に担っていただいていますので、社協としてこのボランティア活動というんでしょうか、ボランティアというものを安芸高田市の中でどう展開していくのか、そこは今後の課題、協議すべき事項だと捉えています。
- 宍戸議長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員　それでは、大きな3番に入りたいと思います。人づくりについて。
安芸高田市の未来は、最終的にこのまちに関わる人や、ここで生きていく人にかかっていると思います。そこで石丸市長の考える、人を育み育てて行く視点についてお伺いします。

まず、(1)として、子育てから、義務教育、高等教育、そして高齢者を含む社会教育。この時間軸を含めた流れの中で、人づくりについて市長は何を重要視されるのかをまずお伺いしたいと思います。

○宍戸議長　答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長　何とも壮大な、遠大なテーマですので、私も何と答えるべきなのか迷うんですが、分かる範囲で思いつくところでお答えをします。

まず、時間軸という話があったんですが、どの段階においても大事なものは機会の平等だと思います。教育基本法にもありますが、等しく能力に応じて教育が受けられると、そのことはとても大事なな事だと思います。自分自身の、小さいサンプルですが、そのこれまで受けてきた教育を振り返ってみても、きちんとその機会が確保される尊さというのは実感して余りあるところなんです。この教育というのは、もちろんこの組織の中です。先ほど話が出ましたが、人材育成においても通じるのではないかと思います。能力に応じて等しく機会を提供する。特にこれからの日本は人口がどんどん減って、人口という意味では大国ではなくなっていくと思います。であるからこそ、人的資本、人への投資、この重要性が増していくと考えています。と思うんですけども、ちょっと思ったような答えでなければまた改めて御質問をお願いします。

○宍戸議長　答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員　壮大なことだからこそ市長は答えてくれるんだろうなと思って期待をして質問をしたので、でも一点突破で腑に落ちた答えだと思います。機会の平等という、これができるようできてないのが今の状況だと思います。一つは経済的な格差というのが一番大きいでしょうし、ちょっと言葉は忘れましたが、前に秋田議員が介護なんか携わって、子供さんが、学校に行けないとか、十分な教育を受けられないと。そういう状況をやはりなくすというのが一番大事な事だと思うんですね。それは行政が全てできるわけではないんですけども、行政としてはそういう機会の平等を図るために、それこそどこにポイントを置いて行政を、その部分を行われるのかということをお聞きしたいと思います。

○宍戸議長　答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長　そうですね。機会の不平等という意味では、今お話にあった、秋田議員が以前おっしゃったヤングケアラーというやつですね。経済格差に基づく不平等、確かにあると思います。

その意味では、私がこの安芸高田市において市長として問題ではなかろうかというのは、地理的な不利です。これは私自身の感想なんですけど、こんなくそ田舎出てやると小さい頃からずっと思っていました。親に文句を言うわけでもなく感謝しかないんですが、それでももっと自分は何かできるのではないかと望んでやみませんでした。ちょっと鼻につく言い方で大変恐縮なんですけど、もっとお金さえあればいい学校に通わせてもらえれば、もっともっと高く飛べたんじゃないかというのはこの40年間ずっと思ってたところなんです。そして、この思いは少なからずこの安芸高田市内において意外とその近くにあるんじゃないでしょうか。田舎の学校だからとこんなもんだと。明らかに都市部の学校に比べて不利です。もちろん悪いものばかりではないですよ。これも断言しておきますが、田舎の学校には田舎のよさもあります。ただ、勉強すると、学力という観点ではやはり有利ではないと思います。

その意味で、この機会の平等、安芸高田市、田舎の小さな自治体でも日本全国、都市部に負けないような教育の機会を提供したいと思えますし、すべきだと考えています。

先日来話に出ている中学校の統合はまさにその象徴です。いつやるんだという御質問もあったんですが、当初目の目を見ない勢いでした。皆さん御承知ではないですかね。私は言ったことないですか。就任して間もない頃、職員からくぎを刺されたといいますか、心配をされました。長年の懸案課題で中学校統合問題があるんですよと。どうしますかみたいな。どうしますかと言いながら、その後に出てきた言葉は、これは政治生命に影響しますよと心配をされたんですね。そこで私は怒りました。やめてくださいと、そういうのは。今そこで私の政治生命をかけなかったら使う場所がないですと、使い道がないですと、なので中学校統合に限らずありとあらゆるこのまちの課題をこの任期4年間の間に全部投げ込んでくださいと言って、今あらゆる改革に取り組んでいます。

話を戻しますが、中学校統合問題、昨日今日の話じゃないです。もう何年も、10年ぐらい前ですか、からずっとあるんですが、先送りされてきた。でも、もう限界だと思います。先ほど来申し上げてある教育の機会、機会の平等、それをしっかりと確保し、これからも質の高い教育を子供たちに提供し続けるために、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 市長の生きざまという考え方につながるのかなという気がしますが、地理的な不利という、私は県境におりますけども、地理的な不利という、物理的には感じますけども、精神的には感じたことはありませんね。僅か高校3年生のときに3年間だけ広島市内に出ましたが、もう夏休みになったら帰りたいばかりです。緑の草池がするところへ帰ったら帰ったな、ここがやっぱりいいなという感じでずっと過ごしました。

ども、この間たまたまSNSで市長の成人式のスピーチ、たったこの間見たんですよ、私は知らずに。4時間半しか寝るなど500回言われて、それを実行して今があるんだと。もっと地理的条件がよかったらもっと飛べたのにと行って、どこまで飛ぶんじやろうかなと思って今聞いたんですけども、だからそういった意味では地理的な不利益というか、そういうのは感じ方にもよるのではないかなという気がするんですね。教育のいろいろ議論を今日する場ではないですけども、私も60歳を過ぎてからやっといろんな本を読んだりすることでいろんな知識とか体験もできたりしたんですけども、そういったいろんなやり方はあると思うんですよ。高く飛びたい人なりに。だからそういうのを、これは教育長の見解になるので今日は聞きませんが、そういった環境をつくるということがいろんなチャンスを与える、一番基になる機会の平等、そこにそういった観点も含めて持っていけたら、私はいろんな意味でいい人が育つのかなという気がするんですけども、改めて、私の所見を申し上げたので、それに対して市長の考えがあったらお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 熊高議員のおっしゃるところはよく分かります。私もこんなまちを出てやると行って実際出ていったんですけども、結局ここに今戻ってきてます。今ふと思い出したんですけど、昔、おら東京さ行くだみみたいな歌がありましたよね。御存じですか。電気もねえ、何とかもねえっていうやつですね。あれは面白いだけの歌じゃなくて、すごくいいフレーズがあるんですよ。銭ためて東京に行ってべこ買うって言うんですね。銭ためて銀座に山を買うって言うんですよ。そこだけ聞くと笑い話なんだなと思うんですけど、でも僕は本質的だなと思いました。実際自分が行ってみて。つまり自分がここじゃないと思って行った場所で探してるものは、結局その自分の生まれ育った場所にあったんですよ。べこは今ないかもしれないですけど。べことか山とか、その自分が大事にする価値観というのは、議員がおっしゃるとおり、やっぱり生まれ育った場所でしっかりと育まれるのだと思います。なので、それ自体は全く私も否定するつもりはありません。ただ、それに気づくためにもというんでしょうか、その尊さを実感するためにも、いろいろなチャンスを、特に子供に限らないんですが、特に子供たちには残してあげたいなと思います。でなければ、こんなまち何となく嫌だなと思いながら、でも出るに出られず、ずっとここに縛られるとすれば、それは不幸なことではないかなと思うので、ここがやっぱり好きでいてほしいなと、好きでここに住んでいてほしいなというふうに思いますので、教育というのは多方面でその機会を、飛ぶチャンスを、力を与えてくれるものだと思っています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 何となく気持ちが同じ方向に寄ったような気がするので次に入りたい

と思います。

(2) 今のお話とも関係するんですが、地理的条件を緩和するための手段としてでもあると思うんですが、(1)における人づくりを進める上で、デジタル化社会においてハードを含めた最適な環境の整備をどのように描いておられるか、お伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 これもちよっと難しい質問なんですけども、デジタル社会というのはまさに日進月歩の世界です。絶えずアップデート、最新の状態を保っていなければどんどん価値が失われていきます。その意味で、最新のハードとソフト、これを提供していくことが最適な環境につながる、つまり最新が最適、そのように考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 この分野はまだまだ範囲が広いし、まだまだ可能性が高い分野なので、一言で片づけるような話ではないと思いますが、いわゆるDXとかいう言葉がもうほぼ氾濫しておりますけども、先ほど児玉議員の職員のいろんな評価とそれを聞きながら、最近民間も含めて日本の終身雇用形態というのが崩れて、崩れてというか、言い意味で若い人はなくなっていったと思うんですよ。これをデジタル社会も含めて、今リモートでやったりとかしておりますし、職員の皆さんも専門的にどんどん磨いていく、デジタル系なんか特に専門的にでないとは分かんないということも随分ありますし、一番私の不得手なところですけども、そういった意味で職員が定年までおるとい形もいいでしょうし、逆に5年10年務めてそこのオーソリティになって、自分で自立をしていって、また外部から市役所を支えるとか、そういった時代に世界的にも日本の企業もなってるということを含めて考えたら、デジタル社会だからこそそういった人材の育成の仕方、あるいは職の在り方というのが生まれてくるのではないかなというのを、さっき児玉さんのを聞きながら思ったんですが、これにくっつけたような話ですけども、その辺はこれから未来どのように見ていけるかという市長の見解をお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今、熊高議員が御指摘された雇用の流動化、そして就業形態の多様化、着実に進んでいますし、これからどんどん進むと思っています。実際市役所の中においては多様的だなと感じることは意外と多くありました。例えば、中途の採用の方結構多いですね。逆に私がいた銀行なんかだとほぼほぼ全員新卒採用でしたので、その意味では多様化が進んでいるなと感じるのが市役所です。ただ、就業形態の多様化、要はいろんな仕事の仕方があるよねという観点ではまだまだまだだと思っています。それはひとえにハードの整備が遅れまくっているからです。リモートワークをし

ようにもまだ1人1台のラップトップ、この持ち運ぶパソコンがないですね。なので、順番に貸出して使いまわしているような状態です。今日どこかで言及しましたが、必要な投資、人的資本への投資、ぜひここは惜しまずやっていきたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 ハードの遅れということで、議会あたりもペーパーレス化を含めてやっていく必要があるなという議論をしておりますが、(3)の最後の質問に移りますけども、これが今まで話をした全ての基になるような気がして最後に持ってきておるんですけども、多様性で変化の激しい社会の中で、ジェンダー平等など、それぞれの人の価値観を大切にされる社会の中でこそ、人材は育まれると思います。その観点から、「人権福祉センターだより2月号」に紹介された上野千鶴子先生のお考えは重要な御示唆があるように受け止めました。ちょうどそのときに市長も御挨拶に行かれたようだということをその新聞で読んだんですけども、そのときのことも含めて市長の受け止め方についてお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 上野先生というのは大変著名な方で、私も学生のときから存じ上げて、本もよく読んでた方なんですけど、今回初めて実際にその講演を拝聴しました。その感想なんですけど、まさに真に女性の地位向上のため、ひいては社会の発展のため尽力されてきた、そして今も尽力されている方だなと感じました。私の隣に年配の女性の方が座ってらっしゃったんですけども、その方が1時間ちょっとの講演の間、もうずっと首肯をされてるんですね。上野先生の話にうんうんと、もう腰を痛めるのではないかというぐらいこんなになってるんですけど、1時間ずっとですよ。ライブ会場じゃなくて。でもそれぐらいその方の心に響いたんだなと感動しました。私自身もさすがだなと思ってたんですけども、その横で聞いてるお母さんと呼びあげていいのかな、年配の女性の方がそれほど深く体で感情を表現してしまう、したくなるほど心が揺さぶられたんだろうな。言い換えると、それほどまでに御苦労があったんだろうということです。上野先生の話がその女性のこれまでの苦労に報いるというんでしょうか、その今まで抱えてきた重荷を幾らかでも下ろす、その力があつたんだと思います。そこに参加されてた方は100人ぐらいだったかなと思うんですけども、その女性がそうであったように、今までなかなかそういう話を聞く機会がなかった。当人、女性の方に関して言えば思ったけど言う機会がなかった。主には男性の方においては考えることすらなかった。これが現実なんだと思います。ただ、その現実に対して無策ではられませんし、今回何か手が打てるようになりましたので、実際その上野先生、また相談を既にさせていただいてます。上野先生に限らないんですが、広く市民の皆さんにそういう講演の機会であつたりを届け

て、ぜひ理解を深め、そして時代に合わせた意識というものを共有していきたいと考えます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 私も非常に残念だなと思って、あの日本当に行きたかったんですがどうしても行けない事情があって、でもこうやって新聞にきちっと書いてもらってましたので、8項目にわたって紹介いただいて、すごいなと思って、上野千鶴子先生のインターネットで検索をしたら東大の入学式ですかね、あれ。あの10分余りのスピーチを見ることができて、あまり高尚過ぎて私もよくは理解できなかつたんですが、一番印象に残ったのは、東大生の皆さんは知識をいろんなものを吸収するのではなくて、新しい地位をつくるんだと、それが皆さん東大生の役割でしょというような話をされて、だから今まであるもの以上のものを皆さんがつくる役割、だからこそ東大生であるべきだというふうなことをおっしゃってたので、それは男性女性限らずそういったことが必要だということをおっしゃったので、いきなりローカルになるんですけども、私が30年前、1990年ですか、川根振興会をつくっていろいろ活動するときに、川根の薬師という集落が、ホテルまつりを中心にするところですが、そこが非常に活性化した集落だったんですよ。なぜかなと思ったら、あの時代に御夫婦で常会へ出るというのはほとんどなかったんですよ。女性の役割というか、女性の意見がきちっと言える地域だったんです。だから川根でも、あるいは高宮でも一番進んだ地域のように見えましたね、そのとき。それがやはり男女関係なしに人としてそこの一緒に暮らすという形ができてくるというのが基本なんだろうなという、もうそこで、その当時女性の力というのはすごいなというふうに感じたんですけどね。この間も南田議員と話をするときに、いや私も今頃は洗濯を畳むんよと。女性の仕事だけ私が畳めたら、女性の仕事と言ったら駄目ですよと言われたんですよ。でも私が言いたかったのは、女性が子供たちの洗濯物を畳むことによって、小さい子供からだんだん大きくなっていく、その洗濯物を畳むときに子供の成長が見えるんですよ。女性はこういうところでそういう人としての感じ方を学んでいくのかなと、喜びを感じていくのかなと思っただので、だから男性も含めてそういうことをすることが本来人としてのありようを変えていくんだなという思いがしたので、このジェンダー平等というのをやはりいつかのときに市長はおっしゃったけども、このバッジのときのSDGsのときの足りないところはジェンダー平等ですよということですよ。そんなことをしっかり思いながら感じ取っているんですよ、それに。さらにはこの3月3日で水平社の宣言の100周年です。こういうことも含めて人権の在り方、あるいはマイノリティのことを考えるという、そういう総合的に最後に市長の見解を、意欲といったですかね、聞いておきたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 総合的と言われると非常に難しいんですが、今マイノリティという言葉がありました。たしかこの場で以前お話したこともあるんですが、やはりそれが私の中ではすごく大事なことなので、もう一度お話を少しだけします。マイノリティというのはどこかの誰かの話ではないんです。みんながその立場になり得るはずなんです。これは上野先生もおっしゃってました。特定の誰かの問題だからかわいそうだよねという話ではなくて、みんなそうなるかもしれないと、認識がそもそも違ったりするんですね。最近で言えば性的マイノリティとかいろいろありますけど、仕事、社会においては男性社会と言われる中では女性が圧倒的なマイノリティです。言い換えれば、我々は男という単にそれだけでアドバンテージがあるんですよ、やっぱり。あると思います、実際。なので、どこかの誰かの話ではなく、自分たちの自分のこととしてこの先ほど水平社という言葉があったので言及しようと思ったんですが、あらゆる差別ですね、これに向き合っていく必要があるんだと思います。マジョリティにいるからいいんだと、その姿勢は全く間違っています。マジョリティに属してるからいいんだと、差別はしてないと、もしかすると言うかもしれませんが、してます。その状況を許しているということは認めてる、助長してるに等しいというふうに考えるからです。ですので、総合的かというとなかなか難しいんですが、それぞれの立場に立って丁寧に議論をし、そしてそれぞれが意見を主張することがこれからもきっと大事なんだろうと、そのように思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 以上で一般質問を終わります。

○宍戸議長 以上で熊高議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 発議第1号 安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第4、発議第1号「安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

3番 山本数博議員。

○山本数博議員 それでは、発議第1号「安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第161条第2項の規定に基づき、本市の副市長の定数を2人としているものを1人とするものです。

主な理由を申し上げますと、コロナ禍の中、一向にその終息が見通せない状況や、近年の自然災害の頻発などにより、多くの市民や事業者の方は精神的にも経済的にも疲弊されています。

また、本市の財政調整基金もこれらの対応のために取り崩され、今や枯渇状態と言っても過言ではなく、今後、昨年8月豪雨のような大規模

な災害等が発生すれば、その復旧に要する財源確保が非常に懸念される  
ところ です。

このように、先の条例制定時より本市を取り巻く社会経済情勢は大き  
く変化しており、また、市長も訴えられているように、抜本的な財政健  
全化が求められている現状や、多くの市民感覚等に鑑みると、副市長を  
2名にする必要性は全く見られません。

また、本市では先の令和3年第4回定例会において、組織のスリム化等  
の観点から安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例が可決されま  
した。とりわけ組織のスリム化という観点から言えば、当然のことなが  
ら副市長2人体制についても見直す必要があると考えます。

よって、これらの観点から副市長2人を1名に減じる条例改正案を提出  
するものであります。よろしく御審議いただき、御賛同くださいますよ  
う重ねてよろしくお願い申し上げます。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田邊議員。

○田邊議員 2番田邊です。2点お聞きいたします。

まず、1点目ですが、この発議なんです、なぜこのタイミングで副  
市長定数削減の発議を出されたかという点です。山本議員は元職員です  
から予算を組むタイミングやその作業の大変さはよく御存じかと思いま  
す。仮にこの発議が12月に出されていたのであれば、その結果での予算  
編成ができていたと思います。このタイミングで出されたことで、結果  
によっては予算を組み直さなければなりません。予算を組み直すのは執  
行部の仕事と言うのは簡単ですが、当然のことながらコストがかかるわ  
けです。そのことをよく分かっているながら、このタイミングで出された  
理由をお聞かせください。

2点目ですが、私も議員になってからよく議会が一度議決したことは  
重いんだと御指導いただいてきております。副市長の定数が2名と決ま  
ったのは令和2年の6月定例会です。この発議は議会で一度決まったこと  
を覆すことになる可能性があります。また、令和2年6月定例会において、  
副市長2人体制に賛成された方々が同じ会派に所属されているわけですが、  
そういったことをどのように考えられたのかお聞きします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

山本数博議員。

○山本数博議員 質問は二つあったのですが、まず1点目は、なぜこのタイミングで出  
してきたのか。もう1点は、令和2年のときに賛成された方がいるのだが  
これらのことについてどういう考えがあったのかという、この2点だっ  
たと思います。

まず1点目について、私が常々思ったのは、昨年9月の定例会のときに  
専決処分された災害関連の補正予算の審議がありました。そのときに災



害復旧費、単独事業費、市費5,000万円というのが提案されました。この財源は何だろうかというふうに思いまして質問しました。これだけの大災害を受けて、市の単独事業で災害復旧をやるんだと。当然市長思った行動に出られたなど、しかも専決処分に対応しようと。御立派な姿勢じゃないかというふうに思いました。ところで財源の話を書きました。副市長2人ぐらいの予算があるはずですが、これを財源にしてその単独事業費に回されるべきではないんですかという質問をしました。財政上の問題で議員の皆さんに問いかけているじゃないですか。こういう議会が市長の対話に応じてくれないと、こういうことを言われました。その中でそんな場合じゃないだろうと。今、市が大変な災害を受けてるじゃないか。財源の拠出は確かに副市長の減額がありました。私から言ったら、今副市長の見通しもないし、途中本気で12月に出すなら12月から3月までの予算を残して、全額財源に充てるべきじゃないかというふうに思ったんですね。中身を見ましたら、4月から7月までの財源は減額されておりました。9月の定例議会ですよ。9月でしたらもう次の人が用意できてるんだったら、それは8月9月を残してもいいと思う。8月9月をなぜ残したんだろうかと。これは本当に災害復旧、単独市費で直さないといけないという市長の姿勢と、自分が考えられる財源を執行者としてその財源に充てるという姿勢が見えてもいいのではないかと。本当にこれでいいのかなというふうに思った。何人かに市長がこういうことではいけないと、これは2人の副市長にあまりにもこだわり過ぎると、これだけ見ても1人でいいんじゃないかと、私が就任した令和2年の12月に副市長のことについて質問しました。そのときには財政の問題を言われてる人はおられますが、この条例が定まった、2人にしたときより経済は上向いてるじゃないか、コロナも終息の域にあるじゃないか、このような答弁だった。そうかなと思いました。時間がたつごとにコロナも第1波、第2波、第3波、挙げ句の果てには第6波は安芸高田市で軒並みコロナの患者が出る。その対策をしないといけない。あの令和2年の状態と令和2年の12月の市長の答弁の状況は全く変わってきてる。加えて、去年の災害、御存じだと思いますが、専決での災害復旧と9月の下旬に出された災害復旧の補正予算、合計で1億3,000万円、これが組まれたんですね。今、町なかでじゃあそれがほとんど解決したのか。私が見た限りまだ田んぼの中に砂が入ってる田がいっぱいありますよ。こんな状態で2人の副市長を持ってもいいのかと。それだけの銭があれば単独市費で困ってる人を助けるべきではないかというのは頭にあります。今言われたように、なぜこのタイミングかというのは今説明したとおりです。現時点での。

○宍戸議長 山本数博議員、答弁は簡潔にお願いいたします。

○山本数博議員 2点目の賛成がおられたではないかという、前のときに、その分のことについては、先ほど言ったように、情勢が一変してるということです。ここはなぜなんだろうかというのは、新年度予算にまた副市長2人目の

予算が組まれたこと、これはもう、もう一つはこの3月の補正なんです  
が、3月の補正予算というのは不用額を出さないための事務的な手続な  
んです。南澤議員が質問されてびっくりしたんですが、もう完全にない  
と思ってたんですが、3月の副市長の予算の減額は12月までだったです  
ね。じゃあこういうふうに1、2、3というのを不用額として市長は予算  
執行されるという。使わない金を不用額として残す。これはどうなのかな  
というふうに思った。全職場で不用額を出さないように精査して3月  
の補正を出すんですよ。ですから3月で金額の大きなのがいっぱいあり  
ましたですね。結局この辺はどうなんだろうかというのがあって、これ  
はあまりにも2人目の副市長に市長が固持しているなというふうに思い  
ました。ですから、議会としてももうはっきりした態度を示すべきだと、  
こういう思いで出させていただきました。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊高議員 今の答弁では全く意味が分かりませんね、私は。そもそも条例で2人  
置かないといけないというので予算を組んであるわけですよ。結果とし  
て次の議会のときに2人目がいないから減額をするという、そういう仕  
組みですずっと来てるわけですよ。これは以前からずっと話をしてきたこ  
とで、それを今さら何で落とさなかったかというような議論になること  
自体が全く内容を分かっておらずにこの時期に出されたのではないかと  
いう気がします。改めて、質問としては、そもそも条例で2人置かなく  
てはいけないという条例なんですよ、これ。だから当然市長は2人置く  
べくいろいろ取組をしてきたんですよ。だから予算もそれに付随してず  
っとついて回るわけです。結果として副市長2人目がいないからそこを  
削減するという形を繰り返してきたんですよ。このことはまず1点とし  
て理解はされておるのかどうか。

それから、もう1点は、財政状況云々と言われますけども、以前より  
か悪くなったよくなったという状況というのはなかなか判断しづらいと  
ころがありますけども、こういった状況だからこそ2人目の副市長を選  
任して経済の活性化をするんだという説明をずっとやってこられました  
よね、市長は。今の米村副市長は内側をしっかりと固めるんだと。もう1  
人の副市長で今の経済対策を含めてしっかりと攻めの政策をやるんだと、  
これを言ってこられたんですよ。ですから、財政だけの話で言えば、しっ  
かりとそれを受け止めて、市長はどのくらい2人目の副市長が仕事をす  
るのかやってみなさいというのが以前からの私の議論でもありますし、  
そういう形を市長はずっと言ってこられたことの理解はされてないとい  
うことですか。この2点をまずお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
山本数博議員。

○山本数博議員　まず1点目は、予算の感じについての質問だったように思います。予算をするということは使う予定があるということですね。当初、去年の予算をされたときは4月から雇う予定で予算をされたので、これは間違いないだろうというふうに思います。でも使う予定がなくなった予算を残しておくというのを本当に議会として認めてもいいんでしょうか。しかも、この最後に。1月2月3月の予算を不用額として残す、使う予定がないのによ。これを本当に議会が認めてもいいんでしょうか。予算の運営については私は間違いだというふうに思います。

今、副市長2人目を市長が常々言われてきていたというふうに言われましたが、これは当時の市長就任頃でしたら確かにそういう考えがあってもよかったかも分からないと思います。

コロナは行きつけの私の先生が言われてたんですが、あの頃、これはインフルエンザにちょっと毛が生えたようなものだ。来年春に暖かくなったらなくなるよ。お医者さんが私に話をされていたんですが、自分もそう思っていました。こんなにひどくなるとは思わなかった。毎度の補正予算でコロナ対策、コロナ対策といって補正予算が上がっております。ぱっと見たら主なものは国費かも分かりませんが、職員の時間外の人件費が常々上がっております。ここら辺を見ただけでもう2人目の副市長を置かずにやるべきだというふうに私は思ったわけです。市長は一生懸命投資をするための副市長をと言われるんですが、それよりかこのたびの組織改革をされましたように、危機管理監という制度を設けて専門的な分野で取り組もうとされる、その姿勢のほうが大事じゃないんですか。今の経済対策、市の攻める対策を行うんでしたら、部長職をつかって、その分で進められるほうが賢明だというふうに私は思います。

以上です。

○宍戸議長　答弁を終わります。

○熊高議員　議長、1問目の質問に答えてないですよ。条例については聞こえた。2人置かなくてはいけないということをどういうふうに。

○宍戸議長　山本数博議員、答弁。

山本数博議員。

○山本数博議員　条例と予算というのは関連してると思うんですね。ですから、条例の2人という、置かなくてはならないという考えにあるというのがちょっと私はおかしいと思う。2人置くことはできるという考えでいってもいいのではないかと思いますけど、2人置かなくてはならないんでしたら、なぜ去年の9月に出されなかったんですか。なぜ12月に出されなかったんですか。そういうことになると思うんですが。

以上、終わります。

○宍戸議長　答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊高議員　3回しかできませんので1回1回大事なんですよ、質問は。だから、

そもそも条例の置かなくてはいけないという認識がまずないというのが、こんな条例変更を出す、そういう立場にあるのかどうかということです。条例の中身が分かってない、その人が条例変更の発議をするということは全く私はおかしい取組だと思いますよ。条例のあるべき形というのを理解されずに、この条例変更を出した、これをまず改めて1点問いたいと思いますし、予算と一体化してるというので、だからこそ予算がずっとついて回ったわけですよ。9月のときには出せなかったというのは、議会の意向がよく分からないから、議会の皆さんいろいろ意見を聞かせてくださいというのを何度も議会に市長は問うてきたじゃないですか。そのことはきちっと議論の場が持てないから、どんなふうにしていいか分からないから、2人目の副市長の人事案件を出せなかったと、これをずっと議会でやってきたことですよ。だから一つ一つ確認をして、正しい認識でこういった大事な発議をしてください。もう一度そこをところをお聞きしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

山本数博議員。

○山本数博議員 今、熊高議員が、私が条例に関する考え方が不認識だというふうに言われましたが、私とすれば、この条例は定まっても、社会情勢の変化によってこの改正案は出せるというふうに認識しております。冒頭のあの2人の条例のことをどう考えてるのか、2人置くということを定めてある。ですが、社会情勢が変わったら1人してやるべきだというて、できるように地方自治法に議員提案の件で書いてありますね。私それをやったまでです。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

(発言する者あり)

○熊高議員 議長、さっき言いましたように私は3回しかできませんから、今の答弁は全く認識不足の答弁なんです。私が問うたことに対してきちんと答えてください。だから、2人制を変えるなら。

○宍戸議長 暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時31分 休憩

午後 4時33分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

山本議員、それについて改めて、今おっしゃったことを、休憩中にはありましたが、おっしゃったことを発言してください。

山本数博議員。

○山本数博議員 熊高議員の質問に対しては、先ほど答弁したとおりが私の答弁です。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

秋田議員。

○秋田議員　この発議を審議するにおいて、提案理由で少し分からないから質問をさせていただきますが、提案理由の説明のほうで、この条例を先の条例を制定したときよりもまず状況が変化してきていると。2人を1人にするのに。その次に、財政健全化を考えると2人制は要らないというふうに理由を説明されました。熊高議員のほうから攻めの副市長ということでは経済対策もあるということで、少しここら辺りは難しいのかなと思うんですけど、財政健全化を考えると2人制は要らないというところの具体的な答弁をお願いします。

○宍戸議長　答弁を求めます。

山本数博議員。

○山本数博議員　変化してきているということについての説明をということでしたが、変化は当時と現在とはコロナ感染症の状況も安芸高田市は毎日のように患者が発生するような状況になってきていると、そういうことでこれに対する対応で財源がいるじゃないかということと、もう1点、考えてもいなかった昨年の大災害、2018年の災害とほぼ規模を同じくするような災害が新たに起きたということ、この辺で先ほども金額を言いましたけど、単独市費が1億3,000万円を組んで、まだ復旧と復興をしていかなければいけない状態にあるということ、これは状況が変わったということでもあります。

もう1点、財政のことを考えるということは一般財源を必要とする災害復旧、これがただものではないぐらいいるようになっております。コロナの感染症対策、これについても職員の人件費の補正予算が常に出ているような状況です。こういったときにお金をとにかく始末したらどうかという、そういう思いにここへおられる議員さんはなられませんか。私はそういう思いで副市長の財源があるなら2人目の副市長の財源はこれらコロナの対策と災害復旧に充てるべきだというのは私の思いであります。

以上です。

○宍戸議長　答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員　財政健全化、2人は要らないということの中で補正予算の話をされましたけども、私が聞いたかったのは、だから副市長の1,200万円、1,300万円ですか、そうしたお金は財政健全化を考えたときにはお金を充てたほうがいいのかというお考えでそういうふうに提案理由を述べられたんでしょうか。

○宍戸議長　答弁を求めます。

山本数博議員。

○山本数博議員　そのとおりであります。

○宍戸議長　答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

田邊議員。

○田邊議員 すみません、1点確認させていただきたいんですが、先ほど熊高議員の質疑の中で山本議員の答弁で、2人置かなくてはならないと思ってないというふうに発言されたとちょっと認識したんですけども、そもそも条例は定数2名なので、予算としては2名分を取られるのは当然のことだと思います。それを2名以内であれば1名分の予算でもいいんだと思うんですけども、山本議員の認識として2人、定数2となっているので2人分の予算については2人分の予算をつけるということが当然だという認識なのか、そうでないのかを教えてください。

○宍戸議長 答弁を求めます。

山本数博議員。

○山本数博議員 予算の組み立てから予算の執行ということを考えてときに、予算というのは執行予定があるときに大体予算するものです。条例に書いてあるから予算をする、そんな簡単なものじゃないと思うんですけど、私とすればどうしても2人の予算をしないといけないという考えはありません。

○宍戸議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤議員。

○南澤議員 4点伺います。

まず、今、熊高議員、田邊議員が質問したところです。今の条例は本市の副市長の定数を2人とすると定められています。2人とすると定められている以上、2人分の予算を計上するのは当然のことと考えますが、先ほど予算をする必要がないと、執行見込みがなかったら必要ないと言われた法的根拠は何でしょうか。これが1点目です。

2点目、コロナ禍、社会情勢の変化ということで、コロナ禍と自然災害のことをおっしゃいました。コロナ禍については確かに我々が議員になった当時の12月よりも感染者数というのは増えて、流行も拡大している。ただ、免疫学的に申し上げれば、感染者が増えていくことで集団免疫を獲得し、また、ワクチンの接種が進むことでウイルス自体が弱毒化していくと。こうして集団免疫を獲得して我々人類はウイルスに打ち勝ってきた、乗り越えてきたという歴史があると思います。そういった中で、大分残念なことです、感染が拡大しておりますが、その辺りの状況ですね、見通しが見通せないとありますが、この先緩く終息していくのではないかという見通しがありますが、その辺りをどのように考えますか。

3点目、自然災害について。先ほど思いもよらない災害、令和3年度、昨年起こったというような話だったんですけども、時系列で見ると、平成24年に緑井とか八木とか、あの辺りで豪雨災害が起きてます。その4年後、平成30年にも向原に被害が出ましたけれども、豪雨災害が起きています。そして、令和3年に起きているわけで、これは流れを考えれ

ば十分予想ができたのではないかなと、こういうふうな豪雨の災害が起きつつある、そういう気象状況になってるといふ変化は十分に予期できるもので、いつどこでこういう災害が来るか分からないというのが定説ではないか、常識ではないかなというふうに考えます。加えて、この豪雨災害の対策については先ほど来議論されてますとおり、特定指定都市河川浸水被害対策の指定を受けることになり、今後、この国策を中心に対策していくことになるというあたりで、自然災害に対する備えというのはこれからそちらの予算を中心に動いていくのではないかなというふうに考えます。ただ、そういった社会情勢がマイナスのほうばかり評価されているので、そういうふうな次の展開、手が打たれ始めたということについてどのように評価するかということをお聞かせ願います。

最後4点目です。この令和2年6月の議会で可決された2人体制ですけれども、当時の議事録を確認しますと、この財政の厳しさというのは当時から言われていて、財政の厳しさを上回るような政策実現を期待する声、あるいはスキルを持った人材で指示、命令が可能な副市長がいることで行政の縦割りを打ち破っていけるのではないか、あるいは専門性を持った、スピード化した財政を立て直す、そのために本当に期待できるという、期待の声が上がっていて賛成多数で可決されています。そういったプラスの効果を期待する声があって、その後時間がたったわけですけども、一度も2人体制が実現されていない中、これが必要ないと評価できる理由を教えてください。

○宍戸議長 答弁を求めます。

山本数博議員。

○山本数博議員 2人の予算をする法的根拠は何かというふうに言われましたが、予算をするノウハウというのは書いてあると思いますよ。地方自治法に予算を議会に提出するというのが書いてありますよね。それを議会で審議するというふうになってます。その議会で審議する中で9月の補正予算の市長の予算の執行で、年度末の予算の執行、これらについて執行の在り方は間違いではないかと。重複するかも分かりませんがコロナの感染が令和2年の6月頃とこの今の時期に比べたら令和2年3年って安芸高田市には感染者はほんの数名だったですよ。それがどんどん出てきた。それに対する予算の在り方というのは対応すべきではないかというのが私の考えです。副市長の予算を残して財源を他に求めるといふ、しかも不用額にするという、このような予算執行でいいんですか。

次に、コロナ禍の終息をどう考えるか。どう見てもいつ終わるか分からないというのが私の思いです。この間3回目の予防接種を受けました。もういいのかなと思って、外国ではマスクを外して出るようなことを言っておりますが、これだけ安芸高田市で毎日患者が出てる。もしかしたら8月もまた予防接種、6か月先ですね。また予防接種をするようになるのではないかと。前が見えないのです。終息についてどう考えるかという質問がありましたけど、全く見通しがないというのが私の思いで

す。

災害は繰り返し来るんだと。緑井で起きた。令和2年だったですかね、2018年に災害が起きた。去年災害が起きた。前の条例制定時に大きなことが起きるのではないかということが想像できたと言われたんですが、想像というのはできなかったですね。私は市長に去年の6月に冠水する区域があるのでそれなりの対策を考えてもらえないかということはいましたよ。でも、多治比川があれだけ氾濫する、甲田町でも大きな県河川が氾濫する、そんなことは思いもしなかったですね。これはどうにかしてもらわないといけないと。河川だけじゃないですね。田んぼも土砂で埋まって、来年の田植をどうしようかという、去年の9月ですよ。刈取りをどうしようかという、こんな状態になるとは想像もつかなかったですね。

次に、2人目の副市長で財政を立て直す、期待するというようなことについてどう思うかだったと思うんですが、令和2年だったかね、先の条例改正は市長就任時、要するに今から4年あるんでこういうことをしたいんで、年齢からして今の市長もそうですが、もしかしたら次もあるかも分からないですね。前の市長のときには、今から始めるのんだという、この4年間見てくださいと、やってみますから、何も無いときですよ。だから皆さんは賛成したのではないかというふうに思いますけど、今の状態で2人を置くというのは、先ほど言ったように状況が一変してるということで、これは1人でいいという提案をさせてもらってるんです。

以上です。

○宍戸議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論がありますので、お諮りします。本日の会議時間は都合により延長したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長

異議なしと認め、本日の会議時間は延長いたします。

討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

南澤議員。

○南澤議員

本案に対する反対討論を述べます。1番、南澤です。

副市長2人体制は令和2年6月の議会で制定されて以降、一度もその実現を見ることはありません。ただ、その当時可決した理由としては、当



時の財政の厳しさを十分認識した上で、その財政の厳しさを上回る効果が期待されての賛成多数だったというふうに認識しております。

私は実際やったことがあって、実際2人体制にしてみても効果がないのであれば、1人に戻すべきだと思います。しかし、現状まだやったことがない。評価することができない状況で、2人体制が必要ないのではないかと判断できません。

先ほども申しました社会情勢の変化、確かにいろいろありましたが、コロナ禍に関しては集団免疫を獲得することで弱毒化していく可能性もある。災害についてもこれから特定して都市河川浸水被害対策で状況が好転する可能性もある。そういった中で、これからの安芸高田市が発展していくための希望を持つためにも2人体制が必要であると、市長も議会の補正予算のときにそういうふうにおっしゃってました。そういった希望を持たせるためにも2人体制を維持すべきだと考えて反対討論いたします。

○宍戸議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

山本優議員。

○山本優議員 賛成の立場で討論いたします。

令和2年度、この条例を可決するときも、私は反対の立場で座っております。それから2年、提案理由にも述べられましたが、社会情勢も大幅に変わっております。その時点より。

また、昨年、副市長専任案が2回も出されましたが、反対多数で否決されております。そういう状況から考えて、また、現在の安芸高田市の人口減少も加味して、副市長は1人体制でいいと私は思います。そういうことで賛成討論いたします。

○宍戸議長 次に、反対討論の発言を許します。

芦田議員。

○芦田議員 私は副市長の定数を1人に削減する発議に対して反対の立場から討論します。

現在の安芸高田市が置かれている状況を見ると、令和2年11月頃から新型コロナウイルス感染症が顕在化、拡大し、また、昨年の令和3年8月には記録的豪雨に見舞われ、商工業や農業、小中学校など学校教育、保育所・幼稚園など幼児教育、高齢者の施設などに多大な影響を与えています。このような状況の中で、市民生活全体に暗い影を落とし、多くの大人も子供も疲弊し切っています。コスト削減という課題にも直面しており、今後も今まで以上に取り組んでいかなければなりません。このように市のムードが沈滞化しているときにこそ、内向きになるのではなく、逆に積極的に打って出ることが必要ではないかと考えます。

2人の副市長のうち、例えば1人は内をしっかりと守り、もう1人は積極的に活力を見出せる施策を打ち出し、外に向くなど、二人三脚での連携と適切な役割分担を考えることができます。

2人体制は1人体制と比べ、確かにコストはかかります。コストに対し

てきちんとした実績を上げることができれば、コストは十分償われると思います。

新型コロナウイルス感染症で疲弊し、記録的豪雨で壊滅的な打撃を受けた今こそ、力量のある2人の副市長体制が実現できたら、大きな力が発揮できると確信して、副市長1人体制に反対し、反対討論とします。

○宍戸議長 次に、賛成討論の発言を許します。

田邊議員。

○田邊議員 2番、田邊です。賛成の立場で討論いたします。

先ほど質疑の中でちょっとまだ疑義は残っていて非常に悩ましい部分ではあるんですけども、この間、市民の方々にいろいろお話を聞きましたが、コロナ禍、豪雨災害、本市の事業がカットされていく中で副市長2人体制の理解が得られていないと感じました。

また、令和4年度の施政方針を読む中で、どうしても攻めの副市長が必要なんだということを読み解くことができませんでした。もちろん私の読解力がなかったのかもしれませんが。

先ほども質疑で少し触れましたが、議会が一度議決したことを尊重することも大事です。しかし、この発議で本市の議会はその時々で状況で柔軟に判断することを示す機会になると思います。当然のことながら、その判断の説明は必要かと思えます。

市長は、議会は予算を通しておきながら人事案は否決した、理由があべこべで議会の考えが分からず、このままでは動けないとおっしゃっておられました。この発議で議会の答えがはっきりすると思います。まだどういう結果になるか分かりませんが、リセットボタンが押されたということです。本日の結果を受け入れていただきたいと思えます。今までいろいろありましたが、議会としても未来を見据え、過去の議決にとらわれず、その状況で柔軟に対応する姿勢を示すという思いで賛成いたします。

先日、市長がおっしゃったお片づけにめどが立ち、次のステップに進むときに攻めの副市長という言葉ではなく、具体的にこんな事業をするためにこんな人材が必要だから2人目の副市長が必要だと示していただきたい。しっかりと市民に伝えていただきたい。それで市民の理解を得られれば議会は、議会が一度決めたことはなどと言えないわけで、そのときの判断で答えを出します。そういう柔軟な議会であることを願います。

以上で、私の討論を終わります。

○宍戸議長 次に、反対の討論の発言を許します。

秋田議員。

○秋田議員 13番、秋田です。

これは議員発議ということなので、本当に重く受け止めさせていただき、先ほどの提案理由も含めまして私なりに考えて、その結果、やはり反対の立場で討論をさせていただきたいと思えます。

まず、副市長2人を1人ということで、私は令和2年でしたか、前児玉市長のときにも賛成をいたしました。そのときも先ほど何かありましたけども、その2人体制に期待するというのでございました。それから、石丸市長になって、石丸市長はそのままこの条例を引き継いでいただき、2人の案、攻めと守りの案を出していただき、私は大いに期待し、そのときも賛成をいたしました次第でございます。

攻めと守り、本当にそのとき単純に考えたの、私よく分からないので野球に例えて考えてみたら、攻め守り、もっともチームがあって監督がいてコーチがいます。野球で言うと攻めの打撃コーチ、守りは守備コーチですか、そういったところがしっかり充実したチームこそ強くて、それで監督もそこらあたりはすぐ期待されて人選をされるわけです。

そうした意味で、石丸市長も人選にいろいろと当たられたと思いますけれども、実際には先ほどございました2人体制は実現しておりません。だから実際には2人体制での施策、あるいは行財政改革の取組はまだ見られてないところでございます。とは申しましても、既に1年はもう石丸市長も経過されました、就任されて。これからもまだいろいろと先ほど来ございました災害であったりとか、財政健全化であったりとか、そうした取組をしなければいけないけれども、私はまず一番に今財政健全化の取組を石丸市長は取り組んでおられるというふうに認識いたしております。その中には独自政策もあったかと思えます。ただ、建物の削減等も含めて、なかなか市民にとって厳しいところはございます。

そこでもう一人、なぜ副市長がいるのかということを考えてときに、守りはもう米村副市長でしっかりやっておられるので、今後は財政の健全化というのは歳入確保、歳出削減ですので、どこの部分に充てられるか分かりませんが、まだ私は希望を持って2人体制で臨んでいただき、進んでいただきたいというふうに思います。

故に、これまで2人制は、私は条例は残しておいて、それからめどがついたときとか、あるいは市長が判断されて、これはもう1人にすると言われたときに条例を1人体制に変えられればいいんじゃないかと。基本的にその条例については市長の考えを優先させていただきたいという思いがございましたので、それでも間に合うのではないかという思いがしますので、今はこの条例は残していただきながら、しっかりまだ検討をしていただくということで、反対討論のほうにさせていただきます。

○宍戸議長 次に、賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○宍戸議長 賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

熊高議員。

○熊高議員 発議1号に反対の立場で討論させていただきます。3点あります。

2人体制の予算が厳しいという御意見がたくさんありましたが、本当にそうでしょうか。市長としっかり議論もできない、議会の数のほうが

無駄ではないですか。数名、議員定数を減らせば副市長1人分ぐらいの予算は出てきますよ。本当に費用対効果がそこでどちらかよくよく判断すべきというのが私の率直な思いです。

2点目は、攻めの副市長、それぞれ反対討論された皆さんもおっしゃいましたけども、これまで1年近く新年度の予算執行、あるいは政策についてお聞きしましたが、やはりきちっといわゆるお片づけをした上でいろんな政策を打って出る。最近の議会でもおっしゃったお金を入れるためのふるさと納税、あるいはクラウドファンディング、そういったことも具体的に、皆さんも記憶に新しいと思いますが、サッカー公園、そういったものをしっかりやっていくんだと、それは本当にもう一人の副市長が本当に飛び回ってでも営業してもらい必要がある、私はそんなふうに感じました。これが二つ目の2人残すべきだという理由です。

3点目、これは質問でも確認しましたが、条例が何かと十分理解されてない方が提案をされる。さらに予算との関係も含めてその理解をできてない人の提案に、この安芸高田市議会が賛成すると、本当に安芸高田市議会、未来永劫、この恥ずかしい状況というのは残っていきます。しかも今日、多くのテレビも入ってますし、多くの皆さんがインターネット等で見ております。その内容を見て、いい判断をしたなという方がいらっしゃれば私が直説話をしたいぐらいです。そのぐらいこの発議というのはある意味条例を変えるということにふさわしくない提案だというふうに感じました。

以上の3点から、私はこの発議第1号に反対を申し上げて、反対討論とさせていただきます。

○宍戸議長 引き続き、反対討論の発言を許します。

(討論なし)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第1号「安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は、3月17日午前10時に再開いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 5時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員